

第3回佐用町議会〔定例〕会議録（第3日）

平成17年12月6日（火曜日）

出席議員 (50名)	1番	高見誠規	2番	笹田鈴香
	3番	井口春美	4番	小松博之
	5番	吉井秀美	6番	木村愼吾
	7番	青木宏	8番	井上洋文
	9番	福本利基	10番	高木照雄
	11番	岡本安夫	12番	矢内作夫
	13番	広畑寛	14番	石黒永剛
	15番	森本和生	16番	川田真悟
	17番	片山武憲	18番	中井恒治
	19番	岡本義次	20番	反橋護
	21番	山本幹雄	22番	山田敏雄
	23番	大下吉三郎	24番	坂本順子
	25番	山田弘治	26番	竹内茂吉
	27番	石原俊一	28番	鍋島裕文
	29番	廣瀬武志	30番	大下東一
	31番	西岡正	32番	山本重夫
	33番	森本和昭	34番	西田政幸
	35番	目黒有博	36番	森崎龍二
	37番	西尾誠	38番	巴忠重
	41番	敏森正勝	42番	山田勇
	43番	新田俊一	44番	幸田孝美
	45番	植戸勝治	46番	金谷英志
	47番	松尾文雄	48番	西本俊秀
	49番	廣瀬福市	50番	笠間満
	53番	猪口久雄	54番	梶原義正

欠席議員 (4名)	39番	塩崎幸夫	40番	中尾正俊
	51番	大久保宏務	52番	新田新一
遅刻議員 (1名)	29番	廣瀬武志		
早退議員 (0名)				
事務局出席 職員職氏名	事務局長	岡本一良	事務局副局長	谷村忠則
	書記	坂上晴幸		
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町長	庵道典章	教育長	衣笠孝
	天文台長	黒田武彦	総務課長	小林隆俊
	財政課長	小河正文	まちづくり課長	南上透
	生涯学習課長	岸井春乗	出納室長	小笹和則
	税務課長	大橋正毅	住民課長	山口良一
	健康課長	達見一夫	福祉課長	内山導男
	スポーツ振興課長	井村均	農林振興課長	大久保八郎
	建設課長	野村正明	住宅管理課長	田村章憲
	地籍調査課長	清水好一	商工観光課長	芳原廣史
	農業共済課長	城内哲久	下水道課長	寺本康二
	水道課長	西田建一	クリーンセンター所長	森脇正洋
	教育委員会総務課長	山口清	教育委員会教育推進課長	芳原清和
	消防長	加藤隆久	上月支所長	金谷幹夫
	南光支所長	森崎文和	三日月支所長	飯田敏晴
天文台公園課長	杉本幸六			
欠席者 (0名)				
早退者 (1名)	教育委員会教育推進課長	芳原清和		
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 一般質問
- 日程第 2 . 議案第 28 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 . 議案第 30 号 佐用町総合計画審議会条例の制定について
- 日程第 4 . 議案第 31 号 佐用町合併記念事業検討委員会条例の制定について
- 日程第 5 . 議案第 29 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 . 議案第 32 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の制定について
- 日程第 7 . 議案第 33 号 町道路線の認定について
- 日程第 8 . 議案第 34 号 平成 17 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う積立金の取り崩しについて
- 日程第 9 . 議案第 35 号 農作物無事戻し金の交付について
- 日程第 10 . 議案第 36 号ないし第 50 号議案について
- 議案第 36 号 平成 17 年度佐用町一般会計予算案の提出について
- 議案第 37 号 平成 17 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
- 議案第 38 号 平成 17 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について
- 議案第 39 号 平成 17 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
- 議案第 40 号 平成 17 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
- 議案第 41 号 平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 42 号 平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 43 号 平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 44 号 平成 17 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
- 議案第 45 号 平成 17 年度笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
- 議案第 46 号 平成 17 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
- 議案第 47 号 平成 17 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 48 号 平成 17 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 49 号 平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
- 議案第 50 号 平成 17 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について
- 日程第 11 . 議案第 51 号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 12 . 委員会付託について

午前 10 時 00 分 開会

議長（梶原義正君） それでは、皆さん、おはようございます。早朝よりお揃いで御出席を賜り、誠に御苦労様でございます。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、直ちに日程に入ります。なお、塩崎議員、新田議員、中尾議員、大久保議員、この方々が体調不良、あるいは葬式等で欠席届が出ておりますので、お知らせしておきます。それから、廣瀬武志議員が約 10 分ほど遅刻するということで、遅刻届が出ております。以上です。

たわけではありませんので、限られた財源の重点配分によって効率的な財政運営を行う必要がございます。参考までに申し上げますが、旧町の平成 17 年度一般会計当初予算額合計は、純計額約 128 億円でありましたが、財政調整基金及び減債基金を 10 億円余り取り崩して財源不足を補っております。一方、9 月末に旧町が持ち寄りしました同基金の合計が 22 億 1,800 万円。平成 17 年度本予算に 3 億 6,000 万円を組み入れたため、残りは 18 億 5,800 万円となっております。旧各町の予算が合併直前という特殊事情があったにせよ、基金繰入額が非常に多く、このような手法を今後とり続けることは不可能であるということはいうまでもございません。平成 16 年度決算で見る旧町の財政状況は共通しているのが町税収入の落ち込みと、経常収支比率の悪化でございます。旧 4 町の町税収入決算額が合計 22 億 7,000 万円余りで、平成 13 年度決算額に比べて約 2 億 5,000 万円の減収。経常収支比率は軒並み 80 パーセントを越え、町税を中心とする経常一般財源の減少に加え、公債費、扶助費などの経常的経費の増加が経常収支比率を増行させております。さらにこのような状況を受け継いだ新町の財政に地方交付税の見直し、国庫補助金・負担金の削減を標榜する三位一体改革が少なからず影響を及ぼすことは必至であります。このような情勢を踏まえ、危機的な財政状況にあることを職員全員が十分認識して、歳出全般にわたる徹底した見直しと予算配分の重点化、効率化に職員一人ひとりが改革意識を持って取り組むことが、取り組んでいかなければなりません。また、そのためにです。佐用町の長期振興計画に関する事業の内部調整及び町制の重点事項等を協議する政策調整会議の設立などについて、12 月の管理職朝礼で指示をしたところでございます。

今後の手順といたしましては、18 年度行政運営の特色、重点事項にかかる所見書により、町総合計画、過疎計画などに基づき、事業計画等調書を作成し、各担当課の予算見積締め切りを、本年のこの 12 月 26 日といたしております。平成 18 年度、年明けから 1 月初旬より 1 次査定。その後 2 次査定という形で予算編成を行ってまいりたいと思っております。

以上、手順につきましては、そういう予定で行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、この場での、廣瀬議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔廣瀬君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、廣瀬君。

49 番（廣瀬福市君） はい、廣瀬。ただいまの回答の中から追加質問として質問させていただきます。

まず 1 番。重点配分と効率化なんですが、町長が選挙中に大きな 8 つの項目をあげられて、それぞれ選挙戦を公明、盛大な形の中で遂行されたわけでございますけれども、8 つの項目がそれぞれ重点項目になろうかと思っておりますけれども、最前説明された財政金額等の説明もお聞きしました中ですが、やはり限られた財政の中での重点配分ということになりますと、町長の所信として 8 項目の中からやはり優先順位をとらざるを得んと、こう思われます。特に、今お考えの中で、選挙公約の中で 8 つあがっているけれども、一番重点として優先すべき項目は、佐用町全域を見渡した場合、どの項目が一番重点、優先項目に当たるとお考えでしょうか。1 点がそれでございます。

それから、2 点目。町内の管理職会議等において、これからの町制重点事項についての審議をなされると、こう説明でした、ございますけれども、12 月 26 日にはそれぞれ

れの重点事項が内部調整されてあげられるようにこう指示をされておるようでございますけども、現在のところ、やはり町民の声を組織的に吸い上げるという組織ができておりません。ただ、頼りになりますのは、説明がありましたまちづくり計画が根拠の1点目。それから2点目は、過疎自立計画が・・・、地域過疎自立計画、そのことが今のこの会議に提出されて、後ほどまた委員会で検討されまして、最終的には決議されるわけですけども、よりどころにするのはまちづくり計画と過疎計画にあるのではないかと思います。各地域の声を代表する自治会組織等の活動については、来年の3月末に啓発活動を行って、まちづくりの委員会は立ち上げるということで、そういう組織的な集落らの声は上がってこないということになりますと、やはり18年度の予算は行政主導型で来年の3月提案まで引っ張られると思いますが、そういう点、指導型になりますけれども、何とか時間のやりくり等を補って、各自治会等の声を吸い上げる手法を取りいただきたい、取り入れていただきたいと思います。

まずその2点。重点配分の優先順位としてはどういうこと考えられるか。それから2番目には、そういう2つの計画書をよりどころに計画されると思うんですが、時間的にせっぱ詰まっておりますけれども、各自治会等の声を何とか吸い上げる手法というものを取り入れられる考えがあるかどうかを伺ってみたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、議長。まああの、18年度の当初予算ということで、本格的な予算ということになるわけですけども、ただその中身につきましてはですね、当然あの、旧町それぞれいろいろな課題を引き継いできております。で、これをその3月までにですね、こうすべて解決できるわけではありませんので、そういうその継続事業についてはですね、当然これは責任を持ってこれを引き継いで完成をさせていかなきゃいけないというふうに考えております。それと、あの、まあその重点配分といっても、ただあの経常的なものというのは当然まあ必要になります。特にまあ、福祉サービスとか福祉事業、またあの、各いろんな団体に対するですね、活動に対する予算というようなものも、当然経常的な経費として今後引き継いでおりますので、そういうところにも従来の予算について、基本にしてですね、査定をしていかなきゃいけないなというふうに考えております。あの、まあ、あの総合的なやっばし行政ですから、どこに配分をして、どこをほんなら取りやめるといふわけにいきません。全体のバランスをとっていかなければならないというふうに思っておりますけれども、まああの、議員のいろいろと御質問にもありますように、町民の皆さんのたくさんのニーズのあるところにまあ当然予算を配分していくのが行政の基本でありまして、まああの、よく質問にも出ておりますこの外出支援サービス等についてもですね、相当のまあこれ、予算配分もしななきゃいけない、予算を確保しななきゃいけないということで考えておりますけれども、そういうまったく新しい事業に取り組むということはなかなか難しいでしょうけれども、まああの、各、今合併後の皆さん方がやはり行政サービスについてかなりいろいろと心配もされておると思います。そういうことに対してひとつの方向を、心配をされていることに対して安心していただけるような方向をね、出していけるような予算にしていきたいなということで、ひとつ答弁とさせていただきます。

まあそれからあの、地域の要望とか、あの地区、地区、広いあの町域になりました。そういう中で、当然各地域にそれぞれいろいろな課題があると思います。これはあの、

旧町からですね、職員、いろんな形で引き継いできてると思いますし、新町のまちづくり計画の中にも当然反映をしてきてると思います。ですからまあ、基本になるのはですね、新町まちづくり計画なり、それから各町が持っております過疎計画、そして各町の総合振興計画、そういうものがね、当然ひとつの基本になる材料であると、資料になるというふうに思っておりますけれども、しかし、直接の生の声をですね、まあ聞かしていただくことも必要だというふうには思います。ただ、今議員がおっしゃるように時間的になかなか十分な時間がとれないということですが、まああの、この今日、明日ですね、明日、自治振興会・・・、あ、今日やな。本日、今日、自治振興会の役員会を開かしていただいて、22日にあの初めてのですね、全体の自治振興会を持たして、総会を持たしていただきたいというふうに思っております。まあそういう中ですね、地域のそれぞれの役員さんの皆さんのですね、あの、いろんな声も聞かしていただきたいというふうにも考えておりますし、私自身もですね、できるだけこの災害等のいろんな対策も含めたことでもう既に、あの地域もできるだけまあ現場に出て、あの状況も聞かしていただくようなことも現在やっておりますけども、少しでも、あのそれぞれの地域にも必要なところには出て行かしていただいて、お話を聞かしていただくように考えていきたいと思っております。まあそれと職員の方においてもですね、現地なり状況をよく把握してですね、できるだけまあその地域の皆さんとともに話し合った中でそういう対策、今後の事業計画、また対応していくようにですね、指示をしておりますので、まあそういう考え方で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

廣瀬君「はい」と呼ぶ]

議長（梶原義正君） はい、廣瀬君。

49番（廣瀬福市君） はい。ただいまの回答の中から2点ほど重ねて聞いてみたいと思いますが。まず、通常の経常経費ということですが、例年どこの自治体も昨年度比いくらか、3年、過去3年間の比較と比べていくらか、何パーセント増額せよとか、何パーセント減額せよというような庁内の管理職会議等で支持をされる事例がほとんどでございますけれども、今回佐用町におきましては、17年度の予算が今提案されておりますけれども、17年度の予算を土台にして計上経費と通常いるべき経費については何パーセント減にするという、そういうような予算編成方針を出させる考えがあるかないかが1点目でございます。

それから2点目に、バランスの、財政執行上のバランスの問題ですけれども、バランスの調整を図る基本的な考え方の中で、旧4町の社会的基盤の成熟度を考えたときに、旧4町の社会的基盤がこれから1期4年とか、2期8年の間に各旧4町とも同じような水準になるようなことを考えるというのもひとつのバランスを考えるひとつの基準になろうかと思っておりますけれども、ところが、社会的基盤だけを基準に考えた場合、旧4町にはそれぞれ成熟度が異なっております。ある町では社会福祉、高齢者対策が進んでいる。ある町ではやや遅れている。または、農業振興基盤整備等については、ある町は進んでいる、ある町は遅れてると、そういう凹凸がございますけれども、その社会的基盤だけを基準にしますと、ある町に偏りがちな予算編成になる危険性もありますが、その辺の考え方をどうされるのか。そのバランスを考えるときの基準をどういうふうに考えていこうとされているのか、お尋ねしたいと思います。

3つ目は質問じゃございませんけども、各集落の予算に対する要望をどう吸い上げるかという点については、自治振興会が明日開かれると思いますけれども、恐らく予算がどうなるかということは、大きな関心を持ってそれぞれの区長さんはおいでになるところと思いますが、その席上、町長の言われる「公平・公正な予算」とはどんなものかということの説明される場合に、旧町より引き継いだ課題を理解するというようなおっしゃっていましたが、その町長自体が引き継いだ課題を理解する、どのように理解しているかということも合わせて述べられて、自治会長さんとの御理解を得られるように努めていただきたいことを要望します。

質問は最初の2点だけです。よろしくお願いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあこの、どうしてもこの合併後というですね、またまったく新しいこのベースに立ってですね、考えなければいけない部分がたくさんございます。だから、すべて昨年同比、対比どうするということではですね、これはあの比較ができない部分がたくさんございます。ですから、ゼロ査定、まあゼロからですね、積み上げていくということも十分考えていかなきゃいけない。まあですから、あの、各いろんな経常経費については、あの、当然無駄を省いて、削減できる、効率化を図って、徹底的にまあそういうことを検証した上でですね、ゼロから積み上げていくということをやったり、まず基本にしなきゃいけないなと思っております。ただ、まああの、やはり総額的にはですね、どうしてもそれで全体の総額というものを削減をしていかなきゃいけないということでありますので、経常経費的なものも昨年度4町、旧4町が持ち寄った・・・の総額からですね、少なくともまあ経常的なものを5パーセントとか1割削減するという、まあそういうひとつの目標の下にですね、まあこの査定をしていきたいというふうに思っております。

それからあの、これからの施策の中で旧町のいろんなバランスということですけども、まあ確かにいろんな各町がそれぞれ努力をしてきて、これまで50年間の各町のまあ施策の中でですね、どうしてもデコボコと言いますか、あの、進んでる部分と重点的にやっていると、その特色があると、まあそれは特色だと思うんですけどもね、あると思います。ただまあ、その郡内であった4町それぞれ、あの、それほど大きなね、私はあの差はないなと、まああの、例えば福祉サービスにしても、まあ、教育内容にしてもですね、郡教委でやっておりますし、まああの、住民のまあいろんなサービス上もですね、旧町がかなり4町でいろいろと話し合いをしながら進めてきている部分が非常に多いものですから、あの、大きな差はないとは思っております。ただ、社会資本的な面ですね、まああの、進んでいるところ、進んでない部分がありまして、まあその辺は長い、ある程度のスパンの中でね、このバランスをとっていかなきゃいけないと思っておりますけども、進んでいるところについてじゃあ、あの、その部分で満足かということ、それはそれでまだ要望はあるわけです。ですから、すべて同じになるまで進んでいるとは何もしないということでは、これもまた地域の要望に応えられないところがあると思います。ただ、あの、まったくね、遅れているところがまたあるとすればですね、それは早くそのある程度一定の水準までこう調整を上げていかなきゃいけないということも、これも当然必要だというふうに思っております。ですからまあ、これあの、新しい新町内の状況というものを、早く全体を把握して、どこに課題があるか、この点については当然まあ、あの、新町まちづくり計画の中に各町がそれぞれの課題として持ち寄っておりますけどもね、そういうものを再度まあこういろ

いろいろと庁内で、いろいろと検証をして、今後の方針、あの状況を十分把握した上でね、今後の予算編成の中、予算配分の中にもね、反映させていかなきゃいけないなというふうに考えておりますので、まあ御理解いただきますように。

〔廣瀬君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、廣瀬君。

49 番（廣瀬福市君） はい。最後になりますけれども、ほんとに新しい町の予算、生みの苦しみをひしひしと感じているわけでございますけれども、まあ、管理職会議でこれから、鋭意、良きものを生み出すための審議、協議とかされると思いますが、この審議過程の中において、今回の合併は対等合併でございますので、庁内の管理職会議をされましたときに、確かに役職上の上下はありますけれども、しかし協議上の議論の内容はあくまで対等ですので、各課長さんはそういう職責の上下を考えなく、住民の代表だということで忌憚のない意見を出し合って、良きものを生み出すことを期待して終わります。どうもありがとうございました。

議長（梶原義正君） 以上で廣瀬福市君の質問は終わりました。続いて、2 番、笹田鈴香君。

〔笹田君 登壇〕

2 番（笹田鈴香君） おはようございます。2 番、日本共産党の笹田鈴香でございます。私は2 点の質問をさせていただきます。

先日、「佐用町も新しい町長も決まったし、ほ場整備の問題、早く解決してもらってよ。うちは4 反ほどの田んぼで、年間約4 万円も利子を払っている。利子ばかり払ってかなわんわ」と言われた方や、また、「子ども、孫にも借金を残すことになり、後を継いでくれなくなるのでは」と心配してる人もあります。組合員も高齢化していく中で、既に亡くなられた方もあります。そこで、まず1 点目は、仁方地区ほ場整備問題の早期解決を求めてお尋ねします。仁方地区ほ場整備は、平成5 年度より8 箇年計画で、区画面積17.3 ヘクタール、道路約2,700 メーター、用水路約3,300 メーター、排水路工4,500 メーターを基盤整備促進事業で実施し、事業主体佐用町、地区においても、おいては仁方ほ場整備組合を組織されたものです。工事は平成5 年より始まり、11 年に完成しているのにもかかわらず、組合員は未だ登記もできないので困っておられます。

そこでお尋ねします。組合長は交代されていますか。2 番目に、子どもは、私どもは今までに組合長でありながら工事請負業者であり議員、その前は区長であることを問題点として指摘してきました。この件についてはどう思われますか。また、組合との話し合いはスムーズにいらいますか。4 番目なんですけど、ちょっとあの、「調定拒否」と書いているんですけど、訂正してほしいんですけど、私の勘違いで「8 月の裁判で調停の際に和解を拒否されたのはなぜですか」というふうにちょっと訂正させていただきます。次に、11 月16 日に判決が下り、当局は敗訴したわけですが、25 日の議員連絡会で町長は「控訴」と言われました。判決の結果を真摯に受け止め話し合いはできませんか。

次、2 点目は、介護保険制度の充実についてお尋ねします。2000 年4 月より実施さ

れた介護保険制度も今年で5年経ち、見直しということですが、10月1日より居住費、食費が全額自己負担実施され、利用者の負担増になっています。サービスを受けている家族の方から、「デイサービスの回数を減らそうかと考えている」とか「ショートステイも今までのように預けられない」など、本当に悲痛な声を聞きます。そこで制度の見直しについて見解をお伺いします。

まず1点目は、新町における65歳以上の高齢者、介護認定者、利用者はそれぞれ何人ですか。

2点目、サービス内容は旧町によって異なるものがあると思いますが、調整はされていますか。

3点目、ショートステイやデイサービス等の実態はどうなっていますか。

4番目、ホテルコストの導入により、特別養護老人ホームに入所者の負担はどう変わりましたか。町内の施設の現状はどうなっていますか。お尋ねします。

5番目は、負担増を抑えるために、町独自の軽減制度を設けませんか。

以上、この場での質問を終わらせていただきます。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それでは、笹田議員よりの御質問に対してお答えをさせていただきます。最初に、仁方地区ほ場整備問題の早期解決に向けての御質問でございますが、組合長については組合設立時から組合規定により組合員の相互に・・・、組合員の互選により選任または再任されており、交代されたとは聞いておりません。

組合長の議員、工事請負業者の代表者、議員就任後は退任をされております、については、住民の信任を受け就任をされており、また工事請負業においても資格を取得し、指名競争入札によって落札されて、工事現場指導も担当者が現場代理人に指導・指示し、工事を完了させておりますので、違法性、違法的なものはなかったというふうに考えております。今回の一時利用地変更指定処分取消請求訴訟については、平成15年5月の提訴以来、15回に及ぶ公判を経て、本年11月16日に判決の言い渡しがあり、原告の主張を容認するものとなりました。町といたしましても、従前より役員会を中心に組合員の話し合いにおいて円満に解決していただけるよう、県とともに何度となく話し合いの場を設定し、努力をしてきましたし、公判中においても和解調停という場を設けていただき、双方に譲歩をお願いをいたしました。詳細な理由は当事者にしか分かりませんが、不調に終わりました。判決の言い渡し後、兵庫県農地整備課を土地改良事務所の換地専門員、連合会の専門委員、担当弁護士とともに早期解決を図るためには、今後町として対応できる方法を法的に適法か否かを検討・協議した結果、判決の事実及び理由について原審の判断については町の主張に対しての判断が示されていない事柄もあり、特に理由について、近畿農政局担当官とも協議を必要と判断し、控訴期間、控訴期限に間に合うよう大阪高裁に控訴の手続きをいたしました。一方で、仁方地区に対しましては、事業主体の町の職権では解決できない問題であり、役員会としての機能回復と快哉、組合員相互の理解と協力が得られるよう地元に対し再度要請をしたところであり、役員各員にも行政へ責任を押し付けるだけでなく、役員としての町とともに問題の解決に当たっていただけるようお願いしております。

次に、介護保険制度の充実についてということの御質問であります。新町における65歳以上の高齢者、介護認定者、利用者はそれぞれ何人かとの御質問ですが、65歳以上高齢者は10月末で6,518人。介護認定者は1,090人。利用者は8月実績で居宅

介護サービス利用者 548 人、施設介護サービス利用者 246 人であります。サービス内容は旧町によって異なるものがあると思いますが、調整はされているかとの御質問ですが、介護サービスの内容につきましては、全国どこでも利用可能な制度であり、町単位でサービス内容が異なるものではないかと存じます。新佐用町におきましても、保険者である町と町内の介護サービス業者との連絡協議会を開催し、常に連携をとりながら事業運営を心がけております。

ショートステイやデイサービス等の実態はどうかとの御質問でございますが、10月の制度改正により、ショートステイにつきましては、滞在費及び食費が原則自己負担となりました。しかし、所帯全員が町民税非課税の方や生活保護需給者の方は申請によりそれぞれ負担が軽減をされます。また、デイサービスにつきましては、食費が自己負担となり、町内デイサービスセンターの状況では改正以前の 400 円から 500 円の自己負担が、改正後は据え置きで 400 円から 650 円で、最大 250 円の引き上げとなっております。しかしながら、制度改正による利用者の変動はないように聞いております。

ホテルコストの導入により特別養護老人ホーム入所者の負担はどう変わったか。また、町内の施設の状況はどうかとの御質問でございますが、ホテルコストの導入につきましては、在宅サービス利用者と施設サービス利用者との負担の公平化のため、施設入所者に居住費を負担していただくよう改正されました。しかしながら、所帯全員が町民税非課税である所得の低い方には、居住費・食費の負担額が低く設定をされております。特に、年金額が 80 万円以下の方につきましては、さらに利用者負担 1 割の上限も 2 万 4,600 円から 1 万 5,000 円に引き下げられております。この結果、所得の低い方は 10 月以降の負担の方が低くなっております。町内の施設入所者で軽減制度に該当される方は認定証を発行し、負担の軽減を図っております。ただ、町民税課税所帯の方につきましては、軽減制度が利用できませんので、施設が定めた居住費・食費を負担していただいております。

負担増を抑えるため町独自の軽減措置を設けないかということではありますが、介護保険の軽減制度は、一般会計からの繰入は禁止されており、その財源を介護保険被保険者の保険料で補うため、ひいては保険料のアップにつながります。居住費は先ほど申し上げましたように、在宅サービス利用者との負担の公平化を図っておりますので、町民税課税所帯の方には施設で定められた費用の負担を今後お願いしたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2 番（笹田鈴香君） はい。2 番、笹田です。再質問をさせていただきます。

組合長のことを工事請負業者、また議員、そしてその前は総代だったわけですが、このように兼任をされておりました。その、そのことを今までにも指摘してきたわけですが、特にその業者であったときにいろんなこう、あの、工事にしましてもずさんだということややり直しをしたりとか、また遅れたり、工事が遅れて稲の苗を買っても植えられなかったという人も現実出てきております。で、そういったことがありながら、あの、そのまま続行させたいということには本当に問題があると思うんですが、それと、まあでもそれは今の話では正しいというふうに答えられましたが、あの、も

う 1 つね、問題としまして、この組合長だけじゃなくって、担当をされました方が、それまでは課長になる前はそこの組合の役員だったということを知っています。で、課長になったので役員を下りられたそうですけども、なぜ、あの、ほかの課に配属をされなかったのか。課長自身もやっぱりそういった役員を兼ねたり、地元の直接係ることなんでね、あの、ある意味では大変気の毒だと思うんですが、なぜ、その配慮が足りないと思いますが、その件についてはどう思われますか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 職員もですね、それぞれ家に帰ればですね、その地区の住民であります。その地区の皆さんとともにですね、地域のいろんな事業なり、その地域の仕事にですね、一緒にまあ、こう協力して、それを、役割を果たしているということでありまして、それがまあ、当然その組合、同じ組合の中でですね、組合員として、それのお世話をさして・・・、してるということについて、これは当然のことだと思います。ただ、課長、農地整備課長というですね、形になればですね、やはりそれだけの仕事がたくさんありますので、そこだけを見るわけ・・・、非常にまあ仕事も忙しくなりますのでね、その役員からは組合の中でお願いをし辞めさせていただいたということでもあります。その配慮が足らなかったと言われますけれども、やはり町といたしましては、そこの仕事だけを担当させているわけではなくてですね、その課長には町全体の産業課の仕事、それだけの仕事をさせるだけ・・・、にはその職員が必要ということで任命をしてるわけですから、そういうその御質問がされるのは、少し、何か私はちょっと回答しようがありませんね。あの、これは町としての方針でしております。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2 番（笹田鈴香君） まああの、狭い地域ですからそういったこともあるかもしれませんが、やはりあの、こういう結果というか、まあ判決にまで、裁判にまで持ち込まれたという、まして今回だけでなく前の件ももう 1 件町が損害賠償を払ったというようないきさつもありますので、やはりそういったことを考えると、あの、少し配慮して、やはりそういうことは考えるべきだと思います。それと同時に、あの、ずっと今までの経過を辿ってみますと、もっともっと行政指導が必要ではないかと思うんですが、その点行政指導としては、あの、欠けてないと思われますか。きっちりやっていると聞かれますか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、よくこういう問題になったら行政の責任ということに言われるんですが、基本的に逆に行政指導でやるとですね、行政が一方的にしてるというまた批判も受けます。これは、ほ場整備組合というですね、その地権者の皆さんと一緒に組合を作って役員を選出して、そこで役員会または組合総会を開いてですね、すべてのことを決定をして、進めてきている訳です。そういう中で、行政としてはですね、法的に基づいたこと、また、その事務的なものを補助してですね、その事業の

円滑に進むようにやってるわけです。ですからその、重要な決定事項について、行政指導が足らなかったという、そういうことで行政が一方的にこの問題について、こうしなさいという権限はありません。これは、組合の方で決定されたことを、それに違法性がなければ、それを手続きとしてこれを、行政として事業を進めて行ったということでもありますので、そのことについては、十分に私は行政として、行ってきたというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2番（笹田鈴香君） はい、笹田です。それではもう一つ聞きたいんですが、その話し合いには何度も足を運ばれたということですが、地元の、まああまり前の事、ぶり返したくはないんですが、あの、話し合いにはこられても、途中で突っ込んだ話になっていくと、職員も帰って行ったと言う様なことがあるとかも聞いていますし、それと、先ほどのその組合長がいろいろ、兼ねているという兼任されていることもですが、その組合にももちろん、ほ場整備組合にももちろん責任はあると思うんですが、その話がうまくいかない時にも、やはりうまくまとめに入るといえるのか、あの、話し合いの中に入って、もっとじっくり話を聞いてほしいというのが、地元の願いでもあるわけなんです。その後、工事が終わってからは、組合任せとまでい行かないんでしょうけども、何回も話はもたれましたか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、工事が終わってからこういう換地ですね、いろんな問題があって、会議が開かれて、それはそういう会議も何回も開かれたということですから、あの、どういう意味なんか、開かなかったんですか、どういうふうにごどこに問題があるんでしょうか。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2番（笹田鈴香君） あの、なかなか役員会もそれは、地元のことになるんかも知れませんが、なかなか話し合いができないと。で、次々こう長引いてきて、結局今日までに、かかって、まだこれからもかかろうとしている訳なんです。やはり、もっとその組合にもうまく役員会とか、いろいろ会議が開かれるように、指導をというか、そういうふうな形で、入っていったらもっと、早く解決するような方向に話を持っていただけないかなと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ま、私はあの、その組合長ですね、今いろいろと問題があるということ、常に言われます。ですから、当然役員会において、また、組合総会においてですね、組合長に問題があるのであれば、組合長を交替する、新しい組合長をね、

自分たちが信頼できる、また、その事業を進めていくために必要な組合長に交替をしていただくという手続きを、きちっとしてほしい訳ですよ。それをせずにですね、組合長にそのまま、皆さんは組合長として、その認めてる訳ですから、その組合長の中で、組合のその総会なり、いろんな決議事項がすべて生きている訳ですから当然ね。新たにその決議をしようとするれば、その変えようとするれば、その総会なりの手続きヲ踏んだ上で、こういうふうに始末するから、町の手続きとして、こういうふうに変更してくださいと、いうことを言っていたかかないとですね、これはできないわけです。ですから、それだけ、その組合のことでいろいろと、お話をいただくんですから、もし、そういうことであれば、組合の皆さんに、その全員総会を開いて、そして、その組合の問題についてきちっと、何が問題があるんかということその、当然、皆さんが協議していただいた中で、必要な手続きをとっていただきたいと。というのが私の基本的な願いです。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2 番（笹田鈴香君） はい、そしたらもう一つ、一番肝心なことを聞きたいんですが、今回の裁判では、結局町が負けた訳ですね。これをまた、大阪高裁に訴えるということなんですが、それに関して、理由を先ほど言われましたけども、現実には、この裁判をされた方の意見が通ったということは、やはり、町に少しでもいいことがあればね、こういう結果は出なかったと思うんですが、その辺はどうですか。

議長（梶原義正君） はい。町長。

町長（庵逄典章君） これは、事業を町が委任を受けてやっておりますから、町がその裁判についても受けたという形になっておりますけれども、その決定されたことは役員会において、総会において、決定されたことで申請をしてる訳です。その総会において決定されたことについて、これがその、まちがってるというかその、訴訟された原告の主張が認められたと。いうことであります。で、まその、裁判官においてですね、こういうほ場整備の事業のやり方、進め方ということについて、その地権者会議、総会ですね。組合員の総会の決定がどういうふうな位置づけをされたかというところにね、私は、十分に認めていただいてないと。だからこれを、原告が言われているように、間違っているということになれば、これは総会において、もう一度やり直してもらわなきゃいけない訳です。だからその点において、町がこの結果を踏まえて、町の決定じゃあ、これを変更します。ということではできませんから、そういう意味でこれは、裁判官の認定の仕方が違ってる。間違ってるということでの控訴をしてるわけです。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい笹田君。

2 番（笹田鈴香君） はい、あのまあ今回の判決はやっぱり町として、ほんとに大きな、汚点だと思うんですよ。今までこういうほ場整備で、2回も町側が負けたとい

うような事は、他にもないと思うんですが。やっぱり、新しい佐用町としてね、走り始めたばかりです。いつもあの、町長も所信表明とかこのあいさつの中で、やはり、町民が一体となつてとか、協働の精神とかいろいろ言われてます。そういう意味でもね、やはり、せつかくこの4町が一緒になって、新しいあの、町がうまれたわけですから、やはり、控訴を又するといわれたんですけども、やはり少しでも早い解決に向けて、もっともっとその、裁判任せにされないとは思いますが、任さないように何度も何度もあの、(並行を)しながら、こう話し合いを続けていただいて、早い解決を求めます。私だけじゃなくて、これはほんとに地元の方がもうずっと言われます。請願もでてますけども。とにかく、早い解決をとにかく、早い解決をしてくれということをお願いされてますので、すいません。間違えました。請願とはこれとは関係ありませんので取り消します。で、とにかく地元の皆さんは、早期解決を求めておられますので、ぜひ、私も求めて次の質問に移ります。

介護保険についてですけども、先ほどお答えがありました、とてもやはり65歳の方の人数も増えておりますが、介護認定者が1,090名ということですが、食費と特に、ホテルコストなんです、食費は聞きましたら、今まで、旧佐用町では、400円を取ってありまして、そのうちの1割負担が400円になったということです。食事の調理形態が違うので、上月の方では、500円だということですが、あのやはり、この金額の差もありますが、もし、今は据え置きというか、社協の方がというか、事業所のほうが、負担をされているので、現在は今までどおりいけるということで、喜ばれると思いますが、これが又、解約になりまして、それも事業所もまた、自腹を切ってしまうと、ほんとに経営が大変になります。今大体、平福の地域福祉センターでは、デイサービスが1日に15人で、土曜日もやっておりますので、6日間されております。すると、1人仮に400円ですと、360円の持ち出しということになって、月額にすると、14、5万ぐらいの持ち出しになるかと思われるんですが、そういったことも大変です。これが、そのまま、食費が実費になってしまうと、ほんとに大変ですし、今は事業者の方が大変です。この介護保険はやはり、みんなで支えあうという意味で、社会が支えあうという介護保険になったにもかかわらず、今ではお金がいくら払えるかで利用できるというような、ふうに変わっておりますが、その辺については、どう思われますか。

議長(梶原義正君) はい、町長。

町長(庵道典章君) そのみんなで支え合うということの中で、みんながその負担をすると。言うことではないかと思うんですね。ですから、誰かが今言われるように負担をしなけりゃいけない。だから、そういう個人で負担できない部分についてはみんなで支えあえば、介護保険料を上げて、介護保険料としてみんなで支えあうのか、又、事業者が負担すると大変だと言われてます、又その事業者の負担というのどこからか、捻出をしてこなさなきゃいけない。この部分を最終的には皆さん誰もが負担をしていかなきゃいけない。そういうことですから、だから、その利用者の方にも、それは、最終的には誰かが、同じ立場になる。みんな同じようにそういうサービスを受けるといこと的前提の中でね、当然現在受けられてる方がその可能ななかで、負担をしていただくという制度が、創設という形で作られておりますので、私もみんなが支えあうということについては、何も異論はございません。そういうことで介護保険が成り立っているということでの前提の中での制度だというふうに思っております。

議長（梶原義正君） えっと、もう時間がきてますのでよろしいですか。
以上で、笹田鈴香君の質問は終わりました。続いて、45番、植戸勝治君。

〔植戸君 登壇〕

45番（植戸勝治君） 45番、植戸です。私は、融和と協調、均衡のある新しいまちづくり、せっかくの今度の合併で、新しい地方づくり、自治体ができるか、できるか出来ないかというような大きな問いに対して、まあ今度、皆さん方の御意見が集約されて4町合併という形になって、新しい新町が発足しております。従いまして、融和と調和、均衡のあるまちづくりが1点と。

2点目には、何を言いましても、企業誘致の対策が絶対的なあの、要件になるんじゃないかと、という2点に集中して発表してみたいと思います。

1番目、新町の誕生により多くの町民は楽しさと便利さの実感を期待しておられます。合併して良かったなという合言葉は、方々で聞かされる言葉であります。そこでいろいろ町長選にも盛り上がってきました重要課題は、盛りだくさんに出ておるわけですが、まず私の感じておりますのは、やはり環境の整備、従いまして、この僻地、奥地での道路網の整備、これは大きな要件になると思っております。したがって、道路の面で言いますと、私は東部、三日月の人間でございますが、179号線、字、三日月桜橋以东において、これは歩道の整備が非常におそまつなことで長年続いております。これは私ども三日月の地区の歩道だけでもありません。卯の峠を回りましても徳久地区でもおそまつな面もあります。この辺の工事の着工を急いでほしいと思います。それから、次、三日月の駅前周辺の整備の再作業着工に取り組んでほしいということ。

それから、3番目に、三日月町末広地区、この新宿踏切というのがありますが、ここに姫新線の簡便なあの、駅舎の乗降車駅舎を設置する意味を持っております。これは、あの、あとの答弁、質問で詳しく述べたいと思います。

それから、4番目には、南光町のあの、地区のあのバイパスですね、これは私らあも、私どもも日々生活圏の中で痛烈に考えておる問題であります。

それから、旧南光町奥多賀地区から三日月町大下り経由してテクノに至る、この、これはまあ県道でござい・・・、町道でございませけども、「県道」と書いとるのは、これ訂正しといてください。これの新しい三日月、佐用町の新町が発展するためには、この南広地区、それから上月地区の南西部を含めてね、便宜さを要求される時期が必ずくるということを考えております。

次、2番目の項目として、企業誘致の対策室の設置。これはまあ、全国的にバブルがはじけて、まあ不景気の波の時代に入って、大都市であろうと山間僻地の地方であろうと、まあきなみに、まあバブル・・・、不景気の時代に入ってきましたけれども、この立て直しに必要な施策として、自治体の地域振興は地場産業の新規開発と併せて観光産業の重要性と、これ2本柱としてうたわれております。この点について、うたわれている昨今でございます。それ以上に、工場誘致施策を重要課題として考えるとき、そこで強調したいのは、新町ではテクノの核施設を主眼に誘致には他にない諸条件、言いますれば、新しい産業地帯、工場地帯としては恵まれた条件の新しい市町村の誕生にはまたとない諸条件が整ってきております。県においても県民局ほか、西播磨の振興には大きな期待と努力を惜しまないという現状の数々を聞いております。したがって、私ども新しい町民にとっては、それに応えるべき取組みということについて質問していくつもりでございます。

以上でございます。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それでは、植戸議員からの御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

国道 179 号線の三日月桜橋以東の区域の歩道の整備ということでございます。平成 17 年度事業着手の歩道整備、特定交通安全施設等整備事業の第 1 工区、今、約 1,000 メートルにつきましては、兵庫県はもとより地元関係地権者等の格別の御協力をいただいで、現段階で事業ベースで約 70 パーセントの進捗率であります。議員お尋ねの桜橋以東の歩道整備につきましては、第 1 工区完了後に工区設定の運びということでもあります。まずは今後とも兵庫県に第 1 工区の事業推進を早期に完成するようお願いしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。また、その件に関し、あの、事業の一環でございます JR 三日月駅周辺の整備ということで、この整備につきましては先ほどお尋ねの歩道整備事業に関連して、県と町が連携して事業推進をしておるところであります。平成 10 年度より JA 三日月支店の移転、三日月駅庁舎の新築、三日月繊維跡地の宅地整備、駅前地区の宅地及び駐車場の整備、さらに一部町道整備を完了いたしたところでもあります。今後は駅前ロータリー整備、並びに町道新設を併せ持って、駅東側農地区域の整備構想の事業着手が考えられております。いずれにいたしましても、県あるいは関係機関との連携が必要であります。17 年度末で歩道事業関連の補償物件が移転完了する見込みでございますので、来年度以降具体的に推進できるものというふうに考えております。

次に、三日月の末広地区内に JR 新宿踏切から久保大橋付近において、乗降車駅の設置ということでの御質問でございます。議員御要望のように高齢化社会において生活拠点から近隣に行く手段があれば、当然何かと便利とは思いますが、現下の JR の経営方針、あるいは姫新線の乗降客の実態を見るときに新駅の設置は現段階では無理と考えております。

次に、旧南光町でのいわゆる徳久バイパスについての提案でございますが、この件につきましては山田議員への御質問にお答えをいたしましたとおりでございますので御理解いただきたいと思います。

次に、南光町、旧南光町の奥多賀から三日月大下りを經由してテクノ公園都市に通ずる町道、県道ですね、大下り線の拡幅整備についてであります。播磨科学公園都市第 2 工区へのこの道路は、アクセス道路として早期事業着手をお願いをすべく、平成 7 年から当時佐用郡 4 町と上郡町で建設促進協議会を立ち上げて、県並びに企業庁へ要望活動を行ってきたところでございますが、議員も御承知のとおり播磨科学公園都市第 2 工区進度調整の方針を受け、平成 15 年度からこの協議会活動の休止を余儀なくされているところであります。今後とも科学公園都市関係市町村と、市町と連携を深めながら、第 1 工区の早期熟成を県並びに企業庁をお願いをし、第 2 工区の構想計画は再び動き出すよう働きかけていきたいというふうに思っております。その取組みの中で本路線の具体化が図れるものというふうに考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

次の企業誘致ということでの御質問でございます。企業誘致対策室の設置ということをご提案をいただいておりますが、企業誘致は本町の産業振興と雇用の創設に大きな

役割を持つものと認識いたしており、現在は県企業庁並びに兵庫神戸投資サポートセンターなどと連携を図りながら、その企業誘致を取り組んでいきたいというふうに考えております。まあこの今回の合併に合わせまして、商工観光課で対応するよう新たに商工観光課の設置をいたしたところであります。そういう、そのため、現在のところ別に企業誘致対策室の新設は今考えてはおりません。いずれにいたしましても、企業誘致は息の長い取組みが当然必要でありますので、この商工観光課において当面積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を願いたいと存じます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔植戸君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、植戸君。

45 番（植戸勝治君） 1 番の国道 179 号線の三日月桜橋地区、これを今一応予定どおり着手されると見通しがあったようでございます。ただし、あの、次の 2 番目の問題ですが、この、ここ近年、今言われましたように、町長が言われましたように、姫新線のディーゼル化、複線化というようなことで、この西播磨地区広く市町村、たつの市長さんが会長になりまして、いろいろ運動を展開されております。けれども、私これ以前からね、気になってる話なんです、姫路駅から一応姫新線が設置されるときに、基準として 4 キロに 1 つの駅というまあ設定があったようですね。これはまああの、私たちがもっと小さいときの話ですから、4 キロに 1 箇所というおおざっぱな割り振りがあったようですが、その 40 キロ、40 キロに 1 つ言いましたら、40 キロに 10 個駅が設定してもええということらしんです。ところが、今、三日月までに東から数えて 9 つの駅があるわけです。三日月を含めてね。ですから、もう 1 つ、もう 1 箇所は当然今の文明の時代に蒸気機関車で出たり入ったり、あるいは停まったり出発したりと、そういう手間はありませぬので、こういうことも、このことについても私どもその周辺の集落は特に以前から熱心にあの期待をし、悲壮な願いも含めて話題には上がっておる問題でございます。まあそういう意味で今、町長はひょっとしたら可能性なしというような結論も聞かれた面もあるんですが、切捨てずに取り組んで、新しい新町の東の玄関口として、あるいはテクノの北の玄関口としての問題に関連しても取り組んでほしいと、まあこういう期待は持っております。その辺の私が言いましたように、どうお考えですか。

それともう 1 つ、ついでにお話しておきたいと思うんですが、去年の 12 月 7 日に西播磨の県民局主催の検討会が、いや、会議がありまして、その西播地区を開発しようということの題目で会議が始まったわけですが、ひょっとしたら庵道町長も同席されておったと思うんですが、前の辻井局長、この人が会議の席にオブザーバーとして皆様に報告したいと、あるいは説明もしたいという感じで最後に同席されたわけですが、そのときの資料を持っておるんですが、西播磨は、まして佐用、三日月を、佐用郡、新しい新町、まあこれ合併が一応整ってからの話ですから、そのあいさつの中で、「新佐用町の復興にはもうこれが、ここを開発するのが一番手っ取り早い話なんです」と。「これを素通りして開発は、新しい新町、佐用町の開発はないで」ということを強調されております。皆さんも同じような考えでおられる人もあると思うんですが、やはりこれだけ比例して低迷してきたこの僻地、山間の僻地と言いますのを、そこでと言いますのは、そう簡単には思いつきも難しいかとも思います。したがって、まあ、

あれっというようなアイデアも含めて、いささかそないなむちゃな冒険かもと言われるようなレベルの話題も一応まあ、この場に及んでは必要ないかというような気もしております。まあ、この辺ちょっと町長に伺いかけてみたいと思うんですが。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、姫新線のですね、やはりこの問題について、まあこれまでまあ、非常にまあ、あの、乗降客が少なくなっ、姫新線もそのJR民間経営になってですね、あの、その経営が非常に厳しいということで現在のよう本数も非常に少なくなり、段々とまあその不便な線路に、路線になってきております。そのために余計まあ乗降客が少なくなると。まあ悪循環を繰り返してるとということで、これを存続をかけてですね、何とかまあ皆さんに、みんなに便利に利用していただいて、乗客を増やして、そして姫新線のこの存在というものをですね、高めていきたい。まあそれによって存続を図っていききたいということで、以前からまああの、姫新線沿線の市町で、まあこの姫新線の利便性を高める電化ということを取り上げて、まあ進めてまいりましたが、電化というのは非常に大きな投資、お金もかかりますので、まああのディーゼル化、高速ディーゼル化を考えていこうということで、県においてもその対策に今積極的に一緒に取り組むことで進めていただいております。そういう中でひとつは、あの、テクノのですね、新しい今作業、この熟成を図っていくためにもですね、科学公園都市へのひとつの動脈としてですね、考えていきたいというのもあったわけです。そういうことで、新しい新駅のですね、設置について、まあ新宮からでは非常に、あそこからまあバスか今テクノへの一応アクセスが作られるんですけども、あの、千本と新宮駅との間にですね、あの、あ、西栗栖と千本との間にもう一駅を作って、一番近いところでまあそのテクノへの、テクノ新駅をですね建設したいということもひとつの構想として上がっております。しかしまあ、なかなかですね、新駅を作るということ自体は非常にたくさん大きなお金がかかりますし、まああの、それからまた直接まあ駅、科学公園都市の中に作れるんだってまだ非常にいんですけども、どちらにしてもその、そこからですね、またバス等でこう連絡しないとまあそれは利用はできないということになりましてね、まあ、それもその構想自体も非常に難しいというのを現在ではまあそういうことで、まあその構想もあまり言われてなくなっております。で、まあ、姫新線については何とかこの高速化、新しい車両を入れてですね、イメージもアップして、また時間も短縮をして、まあ皆さんにまず通勤、通学、また自動車で今利用されている方もそれから乗り換えていただいて、あの、鉄道を利用していただけのようなものにしていこうということでのまあ取り組みを今しておりますのでね、まずそのことを進めていくことがまず先決かなというふうに思います。まあ、その沿線において今言いますテクノにおいてもそういうことで、近くに駅があるということは非常にまあ近隣の人は、近くの人は非常に便利になるということは確かです。ただ、駅1つを造るとするのは非常に大きなあの当初お金がかかり、その費用対効果も含めて、今の経営状況、また姫新線の状況から見るとね、それだけの大きな投資をするということは、まず今すぐ言われても、ひとつの夢としてはありますけども、具体的な構想としては取り上げることはなかなか難しいということは十分御理解をいただいているところだと思います。

それからあの、テクノの件ですか、その構想、辻井局長が言われたね。

〔植戸君「そうです。はい」と呼ぶ〕

町長（庵道典章君） あ、企業誘致も先ほど言われたことも含めて科学公園都市の熟成ということで、まあ当時科学公園都市の研究都市を目指して県がして、大きな県・国の事業としてですね、投資がされて、まああの、第1工区がということで今止まっておりますけども、第1工区だけでもですね、たくさんまあ、まだまだ可能性のある土地があれば造成がされております。その今後の熟成というのは非常にまあ新町においてもですね、大きな可能性を持った、期待をしていかなきゃいけない、そういう土地で、地域ではないかというふうに思っております。であの、近年ですね、当時のまあ研究都市的な施設だけでなく、雇用に大きくつながる製造業等についてもですね、企業庁において誘致を図っていくという方針が出て、また土地の利用についても非常にまあかなり高い価格が設定されておりますので、なかなか工場用地としてあの利用することが今まで難しかったんですけども、その利用方法について賃貸で貸し付けるとかですね、非常にまあその辺あの、企業誘致がしやすいあの政策を県がとっていただけるということになって、まああの、今年、今度もですね、2件ぐらいまた新しい工場の誘致がほしい決まりそうだといいことも聞いております。そういうことで、今後町においてもですね、県に対してそういうことを要望して、まああの、雇用の場の確保等に含めても、どんどんまあ一緒に進めていきたいというふうに思っております。

45 番（植戸勝治君） はい、ありがとうございます。時間がないようですので、最後に演壇で昨日から引き続いて町長さんへのメッセージとか期待を込めてのごあいさつが出た、議員からの報告や質問もあったわけですが、私は管理職の皆さんにひとつこの席でお願いやら報告してみたいと思います。

まああの、私は30年近くAD団体の製造業でしておりましたので、根本的にこのこういう作法とか、まあこういう雰囲気の中では生活しておりませんので未知なところが、未熟なところがあるんですが、皆さんは新しい雰囲気、土壌の中に入ってきまして、入られまして、しかも、重要なポストでいろんな多くの課題に取り組んでおられるわけなんですけど、こういう会があり・・・、これはまあ議会ですけども、会がありますときに、一応発言はしてくださいと、会に臨んで発言のない会議は無意味ですよと、まあ私の論理ですけどね、ですから、そういうことを念頭に置いて長年培われた知識とキャリアと技術やそういうものを、今この新しい場で発信してもらいますのがひいては地域振興、あるいは次の世代への贈り物としての皆さん方の責任でもあろうと思います。まあ、そういうことをこの場では非常に失礼ですけどもお願いしまして、私の質問を終わります。以上です。

議長（梶原義正君） 以上で、植戸議員の質問は終わりました。続いて、15番、森本和生君。ちょっと、待ってください。

あの、植戸君ね、今先の最後の発言は、議長の許可を得ずにやっていますから、まあ本当はそのときに止めてもいいんですけども、これから一つ、気をつけていただきますようお願いいたします。森本君、どうぞ。

〔森本君 登壇〕

15 番（森本和生君） 15 番、森本和生でございます。一般質問の通告は、平成18年度予算編成についてということでございますけれども、先日から、各議員の皆さんから、重複するような質問等ありますので、なるべく避けながら、また、ちょっと

う一踏み聞きたいなというようなことがある所は、突っ込んだ質問をしていくきたい。そういうふうに思っております。それからずっと、1番、2番、3番、4番という形で、質問しておりますけども、ちょっと訂正をいただきたいんは、4番の住民要望の「国道179号線徳久バイパス」、そこで「の」をちょっと切ってもらって、「、」を入れてもらいたい。それから、「県道佐用中三河線」ということ書いてますんですけども、「中三河佐用線」に訂正をお願いいたします。「県道中三河佐用線」でお願いします。バイパスのこの「の」を消してね、「、」を入れていただきたい。それから、次は、「県道中三河佐用線」でお願いします。

平成18年度予算編成について、平成12年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務の廃止など、国と地方の関係が見直され、地方分権を進めるための第一歩が踏み出された。しかし、地方税財源の充実確保については今後の検討課題とされて現在も未解決のままです。地方分権といっても権限と財源、この2つが揃わなければ本当の主体的な住民本意の行政運営はできません。政府は現在進めている三位一体改革を地方分権推進の趣旨に沿ったものとするとともに、国と地方の税源配分の抜本的見直しを行い、地方分権時代にふさわしい地方の税財政基盤の確立を進める必要があります。しかし、国の改革を見る限り、地方交付税のみが突出して削減されるなど国の財政再建が優先され、本来の地方分権推進のための三位一体の改革にはほど遠い内容となっております。地方のことは地域の自治体が決める。自己決定、自己責任のこの当たり前のことを実現するためには、地方自治体が地域住民の意向に沿って自由に使える税財源を充実強化し、真の地方分権改革を進める必要があります。このような中、4町合併により新町が誕生しました。本町での個性豊かで活力に満ちたまちづくりを目指すには、住民のニーズ、地域の特性、社会経済情勢の変化に応じたまちづくりを進めることが重要であります。このためには町行政の創意工夫や政策の立案、地域住民と協議し、意見を聞き、実施をしていくことが求められております。また、同時に町行政の自己責任の協力が強く求められ、行政能力の違いが地域の住民サービスの差や地域の活力の喪失となっております。また、住民の合意・・・、住民の合併に対する期待は、経費の節減、行財政の効率化、住民負担の軽減、広域的な視点でのまちづくりであります。新町は面積が広大になることから、全町を網羅する事業と各地域の課題を把握し、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域バランスのある発展を考え、住民意向を踏まえるとともに合併の効果を最大限出せるよう、平成18年度予算編成について問うものであります。

1、合併による財政見通し。2、行財政改革と経費節減。3、合併特例債事業の取組。4、住民要望の国道179号線徳久バイパス、県道中三河佐用線、県道上福原佐用線の取組。5、昨年台風による水害、風倒木の対応。6、商工業、農業の振興であります。以上です。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） はい、議長。それでは、森本議員からの御質問に対して、お答えをさせていただきます。森本議員から、平成18年度予算編成について、6項目にわたっての御質問であります。

まず、合併による財政見通し、また、行政改革と経費節減、合併特例債事業の取組みにつきましては、先の廣瀬議員の御質問にもお答えいたしましたように、危機的な財政状況にあることを職員全員が認識し、歳出全般にわたる徹底した見直しと予算配分の重点化、効率化を職員一人一人が、いっそうの改革意欲を發揮し、事業の必要性、

効果等について、充分検討の上、新町における投資的経費は、財源手当てとして、後年度負担が膨らむだけの起債に安易に絶える事なく、合併特例債や過疎債等の地方交付税算入があるものを優先的に考え、費用対効果、分析等の客観的な評価に基づく採択の必要性の検証、再評価による継続事業の見直し等を一層徹底することにより、事業の厳格な選択を行い、また、財源を最大限有効に活用する観点から、近年の物価水準の動向、企画、使用の見直しによる単価の縮減、予算執行状況等を適切に反映するなど、積算を適正に行い、真に住民の視点に立った施策を予算に反映することを基本として取り組んでまいりたいと思っております。

また、佐用町の長期振興計画に関する事業の内部調整及び町制の重要事項等を協議する政策調整会議等を設置をいたしまして、中期事業計画の策定、また、合併特例債特例事業として実施する主要事業、新規事業の評価などについて、各課間の緊密な連絡調整等を図りながら、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、国道 179 号徳久バイパス等についての取り組みであります。まず、179 号のいわゆる徳久バイパス等につきましては、山田議員の御質問にお答えをいたしておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、県道中三河佐用線につきましても、山本議員の御質問にお答えをさしていただいております。基本的に……。御理解を賜りたいと存じます。

次に、3 番目の県道福原佐用線につきまして、旧町間をつなぐ新町の骨格を成す重点道路であり、県においては、佐用郡合併に伴い、今後 10 年間で重点的に整備を進める合併支援道路整備事業として位置づけをいただいております。本年度と来年度で、沿線住民の方々の参画をお願いし、ルートを検討・決定及び用地の御提供をいただき、その後、工事着手の運びというふうに考えております。昨年の台風による水害の対応についてであります。昨年の台風による被害箇所は、県・町合わせて 259 件の災害箇所がありました。現在約 210 箇所の復旧が完成をいたしております。残りの箇所につきましては、年度内完了を目指して、鋭意努力をいたしておるところでございます。

また、風倒木等に……。水害または風倒木等の対応についてであります。県の被害箇所における復旧計画により、町・地元・土地関係者、協議しながら人家・公共施設・河川等への緊急性の高い地域から風倒木の処理、まあ、県営地産事業等を行っており、18 年度においても、継続して県への予算要望をいたしていきます。県が把握している森林災害の面積は 343 ヘクタールで、復旧倒木処理の目標年度は 21 年、平成 21 年までの計画となっております。

次に、商工業の振興につきましては、商工会の事業への補助金、後継者対策として後継者育成支援事業費助成、商工会主催の事業協賛ないし共催、中小企業融資利子補給等の事業継続予算を、事業継続を予算化していきたいというふうに考えております。

次に、農業の振興についてでございます。旧 4 町の農業関係につきましては、合併協議会の中で取り扱いについて協議をしており、18 年度予算に向けて現行の農業振興を引き継ぎ調整しながら、予算編成に取り組みたいというふうに考えております。以上、この場での、森本議員へのお答えとさせていただきます。

〔森本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、森本君。

15 番（森本和生君） まず、5 番目の昨年の台風による水害、風倒木についての対応ということで、ちょっと 1 点、確認したいと思います。まああの、昨年の台風では、

水害に佐用町のこの役場周辺、駅前中心に、床上浸水まで相当ひどかった。また、上月町では、久崎の水害が相当ひどかったと。というようなことで、それについてね、当然あの、一生懸命対応されておると思うんですけども。今後、安心・安全のまちづくりということで、安心して住めるような、そういうまちづくりを庵道町長は進めていくという考えでありますので、その点をお願いしたいんと。

それから、風倒木の処理についてですけども、佐用町で風倒木の処理については、当然、事業のメニューはいろいろあるんですけども、植林までするというような形のメニューもいろいろありますけれども、それは申請書を出してもらって、それから、たとえば、申請書で森林組合でお任せするというのを選べますか。また、自分の今まで山を守ってもらったような人の業者の人にやってもらえますか。また、個人でやられますか。というような選択肢が3つほどあったんですけども。南光町の場合、ちょっといろいろこう話すんですけど、南光町の住民の方が、南光町の説明会では、そういう説明はないんだと。ただ、森林組合に一切任せなければこの処理はできないというような説明であったというんですけども、その点、佐用郡4町、1本になって新しい町になりましたんで、当然すりあわせをきちっとしていただけたらと思うんですけども、現在どうでしょうか。

その2点。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まああの、昨年の大きな水害に対する後の復旧とか対策、これは非常に大きな重要課題であって、当然、応急対策につきましてはですね、復旧を今、行っておりますけれども、これの恒久的な対策というのは、非常にまあ、課題がたくさんございます。それを、どうしても対策を行っていくためにはですね、相当のまあ時間がかかりますし、特にまあ、県の事業に関わる部分が非常にたくさん多いわけですね。県との要望、協議の中でですね、恒久的な対策を今後十分に進めていく体制を作っていかなきゃいけないということで、まああの町としても、今、調査、県へ要望するためのですね、調査等もそれぞれ行っているところであります。まああの、非常にまあ、河川等ですね、改修がこの千種川・佐用川が遅れております。この点についてですね、千種川のこの改修計画については、県もこの見直しを行って、今、計画が作られようとしておりますので、そういう中にも位置づけられておりますけども、これをですね、まあその下流からすべてやってくるという事になれば、ほんとにあの、上流においては、何十年先か分からないというような状況になってまいります。町といたしましては、県との協議の中で、100%恒久的と言えなくてもですね、当面のそういう災害に備えるような、危険な箇所について、早くそれを行っていただけるように要望を続けてまいりたいというふうに考えております。

またあの、風倒木の処理につきましては、非常にまあ、その災害自体、状況が危険な状況ですので、なかなか個人の方で対応するというのとはできない、まああの、危ない作業になります。そういう中で専門家の方にですね、当然まあこれをやっていただかなきゃいけないという中で、森林組合がその責任を持って、その処理に当たっていかうという体制はあるわけです。ですから、とりあえず、この補助・・・、いろんな県なり、国のなり、町が一緒になった公費の負担の中でですね、この処理を行っていくということになっておりますので、そういう手続きからもですね、当然、森林組合を通した形での処理ということが基本になるのではないかとこのように思っております。あの、各町でいろいろと皆さんに説明をしてる中でね、当然違いがあるとすれ

ばですね、早くそれはきちっと整合性を持たした形で、また周知していきたいというふうに思っております。

〔森本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、森本君。

町長（庵逄典章君） 課長、言う。

〔農林振興課長「ちょっとよろしいですか」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） はい、どうぞ。

議長（梶原義正君） はい、課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 今、あの町長も答弁しましたけども、風倒木処理については、非常にまあ危険性を伴いますので、また専門的な方にやっていただきたいというのがこちらの希望でございます。それと、森林所有者がやれば補助金が出るかという内容なんですけども、それによっては災害の面積の規模、状況等によってですね、出るものと、それからまあ、4ヘクタール以上の災害地、そういったものところにつきましては森林組合等、そういった組織でやっていただかなければ出ないといったような内容もありますので、個人で、そういうような所有森林の風倒木処理をされるということを、こちらの方に申し出いただいたら、その対応についてまた協議をさせていただきたいというように思います。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、森本君。

15番（森本和生君） あの、佐用町ではね、その処理については当然森林組合の窓口を通して申請書を出して、その窓口で申請書を出すときに、「森林組合にお任せしますか。丸いけてください」それから、「業者の人に頼んでやられますか」それから、「個人でやられますか」ということを、当然森林組合の人から、当然査定も何もしてもらってね、間に合わんからということもあります。そういう形で選べることで佐用町はスタートしとんです。そやけど、南光町については、そういう説明もなしに、今のような説明もなしに、「森林組合で一切やらなかったらこの処理できませんよ」ということを説明して回られとうということは、事実あるんです。そやから、その辺はそうなんですかということ。

議長（梶原義正君） 課長に。はい、課長。

農林振興課長（大久保八郎君） まああの、災害によりまして激甚指定を受けておるところ、また、指定の災害地という県の方からですね、指定を受ける地区、そういったところがありますので、その地区によって、あの森林所有者、それから激甚以外は所有者がやっていけないというようなことも、要件もあります。ですから、一応あの、森林組合

が窓口になっていただいておりますので、そこで申請した場合ですね、そこでその補助メニュー、実際まあ森林所有者については、県なり町がまた、補助については、負担増しております標準事業で施行ができるわけなんですけども、補助率は、内容は災害の状況によって違いますので、それはまた、森林組合通してこちらは調整していくということになります。ですから、あの、今言われましたその、災害の激甚指定の地区としての被害地の造林地、そういった区分けがしてありますので、そういった内容について、対処の事業者が違うということになってきます。

〔森本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、森本君。

15 番（森本和生君） はい。またこの、こればかり聞くわけいきませんので、またあの、専門的に聞いていきたいと思えます。

それから、次、179 号線と国道の話も先日からいろんな議員の方からこう質問が出ておりました。私もびっくりしたんは、南光町の議員さんから、「この 179 号線、30 年もどないもようせえへんと。どないなんや、庵途町長」という質問が出たんで、えっ、南光町でそないな事もっとあの、議論が当然されて、それで、できない理由はこうこうこうですよ。例えば、地権者の問題がありますよとか、ルートの問題がありますよとか。それから財政の問題がありますよとか。というようなことがね、きちっと議論されとうはずなんですけれども。とりあえず、この 179 号線の、徳久バイパスについては、南光町の人もものすごい要望されてますけれども、それよりも三日月町の方が合併がひとつになった、4 町がひとつになった町について、佐用の本庁の行きたい回数が、多くなりますよ。それにはこういう 179 号線のバイパスの問題、それから、私が上げております中三河線の問題、そういうような形は合併をする、合併の一つの事業の最大のメリットがこういうことを、今までは南光町に方は、南光町の役場へ行ったら間に合うこと、それから、三日月町は三日月の役場へ行ったら間に合うことは、また、佐用町の方に、ルートをきちっとしてもらおう、そういう今までの旧町の間では必要なかったけども、合併したためにどうしても必要ですよというような、そういうことが合併の本当のメリットだと思うんです。そやから、その辺のことね、南光町の方は、確かにこの上三河・平福線いうことで、これの改良も当然必要だと思います。これをしながら、中三河・佐用線、どうしても必要やということ認識されてます。それからまあ、話が長くなるのでしませんが、その三河地区から北の千種町とか、そういうところも、佐用の町に出たらいろんなメリットがありますよ。智頭線に乗るんも、高速に乗るんも、それからまあ、いろんな生活の買い物等あります。その人だけがメリットかというたら、そうじゃない。佐用の町の人、地域の人その線ができることによってやっぱりこう交流ができたり、一番には緊急自動車が三河以北の人については、あのルート行けば、一番近道だというようなことも含めてね、合併の本当のメリットはこういうことが、ここでこういうんがありますよということは、住民の皆さんがものすごい要望されております。その点、町長、しっかりと踏まえてもらって、改良せなあかんとこは改良する。それから、中三河線については、先日からずっと言われておりますけれども、本気で取り組んでいただいて、やっていただきたいと思うんですけれども、どうでしょう。当然、県に要望してください。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵道典章君） はい。まああの、合併のメリットって言われますけども、当然あの、広域的なですね形の中で、あの、広くなった新町の一体性を形成していく上でのね、この必要なこの資本、こう社会資本という形になるわけです。それがまあ、社会資本の一番さいたるものがまあ道路だということで、そういう新町における大きなこの動脈になっていくわけなんで、そういうあの、整備については、町の最重要課題としてね、それぞれ取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。ただまあ、それを進める手法としてね、あの、これまで長年のやっばし、経過というものがあります。そういう経過の中で、当然そのなぜできなかったか、何が問題があるのか、またこれから進めていくにはどうしたらいいかということね、やはりよく検討したうえで、これは、町だけでできる仕事じゃない。ほとんどの場合がまあ、国道であり、県道であり、広域的な道路ということになるとそういう実際の事業主体というものが、そういう、県・国という形になってくる部分が非常に多いわけです。だからまあ、特にまあ、県道路行政というのが非常に難しい時代にも入ってきておりますから、そういうことを前提にですね、それを何とか突破していくためには、地域の要望、きちっとしたその、この必要性というものをですね、説明をしていくという、それを通るだけのですね、計画を町が持ってお願いをしていくということ、要望をしていくということが、まず、大事だというふうに思っておりますので、その点については十分に研究しながらですね、まああの、地域の皆さん、また、議員の皆さんにも御協力をいただいた中で、推進が少しでも早く取り組んでいき、また、事業が実現できるようにですね、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 森本君。

15 番（森本和生君） 駆け足でいきます。それから、1 番、2 番についてですけれども、この新町になってもね、今まで旧町の時からでも、徴税収入に対して人件費どうなんやというような形で考えていったら、佐用町で 7 億の町税が入って、人件費は 10 億要ってますよと。上月町で 5 億で 8 億ですよと。南光町で 3 億で 7 億も人件費要ってますよと。三日月町だけは、7 億の町税収入が入って 6 億の人件費で済みますよというような考え方。新町では 22 億円の地方税が入る中、やっぱり人件費は 32 億から 34 億というような形の人件費が要りますよと。三位一体ということで、ものすごく、柔らかく感じるようなことなんですけれども、「自分たちの町は、自分たちの収入で、自分たちの町づくりをしなさい」というのが、三位一体の考え方がそこに出てくるんです。そやから、その辺のことをよく踏まえてね、当然財政も、人件費、それから、当然削れるところはどんどん削っていくというような形でお願いしたい思います。それから、もう一つは、町の三役、1 年間で 1 億 2,000 万削れますよと。合併したことによって。また、議会議員も 1 億 4 千万くらいは少なくなりますよという経費の節減は当然、2 億 7,000 万から 6,000 万くらいな、その三役と議員が減っただけで、経費の節減なってますよということですけども。経費の節減ばかりせえということではなしに、住民の一緒になったまちづくりするためには、住民の声を聞きながら、こういう経費の節減をしていくということが大事じゃないかと思うんですけども。町長、どうですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君）　　もうそれは当然の事だと思っております。まああの、当然まあ、経費の節減ということは、これはやれるだけのことはきちっとやっていかなきゃいけませんし、まあ、経費の節減だけが目的ではありませんし。住民の最終的にまあ、町の住民の皆さん、町民の皆さんの生活というものを、少しでも向上させていくという点を、まず、両方考えていかなければなりません。そういう中であって、各、広がって地域の中には、課題というものがそれぞれ、やはり、違います。同じことを全町のなかです、やっていったらいいという訳ではありません。まそういうためにもです、町民の皆さんが、地域の課題というものをしっかりとね、地域の中でこうよく、考えていただいて、やっぱり地域の皆さんがともにです、行政と連携をとって進めていくということが大事だということで、地域自治センターの設置というものを、小学校区、まあある意味ではその地域の皆さんが活動できる範囲内でやってるわけです。そういうものを作ってやろうとしてるわけですから、御理解いただきたいと思えます。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君）　　はい、森本君。

15 番（森本和生君）　　あの、新町の住民の期待はですね、安定した豊かさの実感で暮らしたいと。それからまた、高齢者・障害者には、また、ハンディのある人には生きがいのあるまちづくりをしていただきたいと。安心して子供たちを育てられるような、そういうまちづくりをしていただきたい。安全・安心できるまちづくりをお願いしますということで要望が、そういう要望が多いと思えます。18 年度予算編成について、全力を尽くしていただきたいと思えます。終わります。

議長（梶原義正君）　　以上で、森本和生君の質問は終わりました。
これで、通告による一般質問は終了いたしました。
ここでお諮りいたします。昼食等のため休憩をいたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君）　　御異議なしと認めます。よってそのように決めます。
再開は午後 1 時ということをお願いします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（梶原義正君）　　休憩を解き、会議を再開します。

日程第 2 . 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君）　　次は、日程第 2 に入ります。
議案第 28 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたし

ます。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。6番、木村慎吾君。

6番（木村慎吾君） はい。6番、木村です。

あの、これは主に住宅のことばかり出てますね。佐用なんかでは山火事があるんですけど、山火事が。例えばね、もうずっと前、僕が小さい頃に山田の上がり口の谷でね、ものすごい山火事が、結局たばこの吸い殻捨てとったらしんです。で、そういうな野外で起きる火災ですね、これについての対応は別に条例があるんですか。これは住宅火災ですね、ほとんどが。

議長（梶原義正君） ちょっと待って。町長、消防長に答弁させますか。

町長（庵逄典章君） 消防長。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい。えっと、議案第28号でですね、上げさせていただいておりますのは、住宅のみということでございまして、今、あの、木村議員の方の御質問にありましたのは、先般あの8号でさしていただきました、あれは警戒中ということは、火災警報、警戒中というときには、あの条例が適応されます。はい。この28号、これは住宅のみということで御理解いただきたいと思えます。

議長（梶原義正君） はい、ほかにありませんか。はい、3番、井口春美君。

3番（井口春美君） えっと、ちょっと教えていただきたいんですけども、これはあの、消防法の改正等に基づいてですね、住宅部分に新たに付けれるということなんでしょうけども、これはあの、どんなですか、あの、住宅に付けるということになればですね、大きさとかね、それからあの、中身によってはあの、不特定多数の人が寄られる集会所とかね、そういったものも入ってくると思うんですけども、この辺あたりはどんな区別になるんでしょうか。

議長（梶原義正君） えっと、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい。えっと、これは一応住宅でございまして、今、井口議員の御質問された集会所等につきましてはですね、部屋の平米数によりまして、それは別でですね、設置するように義務がされておりますので、そういうふうに御理解していただきたいと思えます。

3番（井口春美君） 了解しました。それであの、一応住宅用ということになるんですけども、これはですね、あの積極的に取り付けをしていくということなのかね、まあ、もし付ける場合にはこういった適合、技術というんか、基準に基づいてですね、

取り付けをしていくと、こういうことなんでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） あの、この基準に基づいてですね、設置をしていくということとございまして、新築の建物につきましてはですね、18年の6月1日以降、それから既存のですね、住宅につきましては5年間の期間をもちましてですね、23年の6月1日からということとございます。それで建物につきましてもですね、寝室、それから台所、それから階段ですね、それから7平米以上の部屋がですね、5つ以上ある場合は廊下ということと規定しております。

〔井口君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、井口君。

3番（井口春美君） えっと、これあの、非常にあの、住宅に付けるということになりますとですね、これは一般へのですねPR、それからあの、周知等も大変だと思っ
んでね、この辺り、要望ですけれども、しっかりとPRをしていただきたいと思いま
す。よろしくお願いします。以上です。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28番（鍋島裕文君） えっと、まず初歩的な点から失礼します。まず、この条例案
の中の防災警報器と防災報知設備の違い。それから価格的にはどのくらい違うのか。
この辺りからお伺いします。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 警報器との違いは、はい。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） えっと、住宅用のですね、火災警報器と住宅用防災報知器の
違いですね。火災警報器はですね、電池式と家庭用電源を使うもののがありまして、
単独型と電動型に分かれております。それから、報知設備はですね、火災を検知した
感知器からの信号を受けてですね、受信機が火災発生を知らせるシステムでございま
す。それで、価格につきましては、この住宅防災報知設備につきましてはかなり金額
的にははるかと思えますけれども、警報器につきましてはですね、大体5,000円から
7,000円ぐらいで販売をされております。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） それではあの、えっと、先ほど井口議員の質問にこの設置の件について質問がありましたけども、新築の場合 18 年の 6 月からということで、この基準に沿って基準しなければならないのに、設置しなかった場合ですね、どういう対応になるのか。それから、この火災警報器等の購入については全く全額自己負担なのか、それとも補充があるのか。その辺りはどうなってますか。

議長（梶原義正君） えっと、これは。どっちが答えたらえんかな。はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい。えっと、これは一応ですね、自分の命を守るというようなことですね、自分で付けていただくということでございます。それと、補助制度につきましては、現在のところはございません。しかし、あの、福祉課の方ですか、生活保護を受けておられる方には生活支援何とか・・・、補助制度があるんですか。それにあの乗せれるかなという検討は今後してみたいというふうには考えております。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） えっと、条例がそうですけども、法自体にも設置してなかった場合の罰則等はないのかということと、それと 29 条の 6 において、あの適用免除、批准の特例というのがありますけども、この批准の特例というのはいま調査されているのか。されていたら、そういう自宅に通知をどうされるのか。この辺りについてお伺いします。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい。えっと、あの通知いうんですか、あの、適用ですね。要するに火災、先ほども言いましたように、報知設備ですね、それからスプリンクラーとか、既に設置されてるようなところにつきましてはですね、この警報器よりか高度なもんが付けてありますから、これは付けなくてもいいということになります。

〔鍋島君「もうひとつは、罰則」と呼ぶ〕

消防長（加藤隆久君） あの、罰則はありません。

〔鍋島君「ありませんね。はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） この、あの条例の第 29 条の 7 にですね、住宅における火災の予防の推進ということで、大事な内容があるというふうに思うんですけども、この第 1 号の初期消火についてね、まああの、予防のため指示しなきゃいけないということになっております。それでお伺いしたいのは、今年の 2 月に旧上月で民家 2 基が全焼するというね、火災がありました。そのときには、家の前の消火栓が道路埋め込み式のためにね、あの、車等の圧力でふたが開かなかったということで、消火栓が使いなかつたという、そういうことがあったわけでありまして、まあ、初期消火について消火栓というのは重要な役割があるというのはもう言うまでもないわけでありまして、現状として旧上月の場合、道路埋め込み式というのが実態としてほとんどであります。そういう国道等ではですね、これは従来からふたの開くような点検というのは言われてきたんですけども、ともすれば、今年の 2 月みたいなことになったわけがあります。確かに住民が自覚する問題もありますけども、構造上の問題として考えるべきじゃないかというようなことで、旧上月議会では議論がされました。その点で消防長にお伺いしたいのは、まず消火栓のふたが開かなかったというのは、事実を御存じかということと、そういう問題について初期消火を推進する立場から構造上のそういうあの、改善を含めてですね、考えておられるのかどうか。その点についてお伺いしたいんですが。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい。あの、その踏み切りの過ぎたところ、消火栓ですね。私、確認に行きました。確かに、国道ですのでですね、音がしないようにということでもかなりこう、精密ないうんですか、あそこのあのメーカーはああいうのを作ってるのか分からないんですけども、確かに開きにくいという構造になっておりましたです。それで、その次に、あそこの町民グラウンドの、何いうんですか、前にも国道にありました。それも見て、一緒に消防団員の方と開けてみました。開きにくかったです。なかなかこの、あの工具でもね、開きにくいような。で、まあ国道ですので、非常にそのふたの開きにくいのにしてるのかなという感じも受けたんですけども、まああの、有事の際にはですね、そんなことは言うておられないので、できるだけそういうものはすぐに位置を変えるとかね、今後検討してくださいということは消防団の方とお話をさせていただきました。以上です。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） あの、消防団と検討されていんですけども、合併して広域だった消防がね、その町の消防ということになったわけですから、その立場からですね、構造上の改善も含めて消防としてね、あの考えていく必要があるんじゃないかということで地元の消防団任せとかそういう問題じゃなくて、行政としてどうするかというようなことを考えていく必要があるんじゃないかというようなことでお聞きしておるんですけど。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） あ、一応消防としてはですね、まああの、水道、消火栓についてはですね、水道課との方とも設置されてる分でありますし、地上式にしようとするんですね、道なりを、まあ位置的なことですね、お借りをしなければならないということで、かなりその辺のところの調整もですね、必要ではないかなと。その分かりやすいところ、まあ佐用・・・、旧佐用町はほとんど地上式で、できるだけ地下式は設けないようにということで、私もまあさしていただきましたけども、まああの、消防としてはできるだけ分かりやすいとこ、使いやすいとこというようなところが、そりゃ設置していただきたいという希望はございます。

〔町長「そうじゃなくて。はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、鍋島議員が言われるのは、まあ行政としてね、まあそれはあの改善すべき点は改善していくという責任があるということだと思います。で、あの消火栓の構造上のその、ある意味では開かないということは不備ですから、それが改善できるかどうか。これはメーカーとですね、当然その改善方法、もし硬ければ、あのそれを開けやすいことに改良をできるかどうかということもちゃんと検証、協議していかなくちゃいけませんし、どうしてもそれができないのであれば、まあ計画的にですね、それがあの、位置を変えるということも、最終的には考えなければいけないか分かりませんが、相当な費用がかかる話になります。それと同時に、まあその間においてですね、消防団との点検、これはあの、地元消防団だけの管理じゃないんで、この消火栓を設置している行政としてですね、地元消防団に、まあ最終的にはあの、定期的なやっばしこの点検をして、それを確認をしていくというこの作業、まあこれがあの、地域の消防団の皆さんにもこれをひとつお願いして、やっていかなくちゃいけないことだと思います。まあ、そういう面で今後検討させていただきたいと思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19番（岡本義次君） 19番、岡本です。今、その初期活動の関連でございますけれど、先月ですね、円光寺もひさかたですね、その消火栓のあるところで、あの赤い箱でホースが2,3本入ったり、筒先を置いておるとこでね、点検をやったわけでございませぬけれど、長年そのままになっておりましたんで、筒先そのものがですね、消火栓とかみ合わなくて、ホースとも入らない部分があったり、そのゴムのパッキンがですね、あの、どういうんですか、あのひなびたような格好で、水がざざもりになったりしておりますんで、この条例の中でね、補足か準則かの中で、1年に1回ですね、冬場のストーブとか火を使う前、10月か11月には必ずですね、1年に1回、各部落の消防団も含めて、消防署の方なり役場が先に主導するような格好でですね、点検項目として入れていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長(庵逄典章君) あのと、まあ条例化するということではないと思いますのでね。だから、そういう作業、まあ各地域の今、非常備消防、それぞれ地域の中です、いろんな消防ポンプをはじめです、機器の点検をです、定期的に行っていただいております。で、またあの、そういう水源についても確認をしたりです、そういうことに備えた訓練もしていただいているわけです。だから、各まあそれぞれの消防団の方にです、そういう点検も当然していただいていると思いますけれども、そういうことをまあ定期的に確認して、確実にやっていただくように今後お願いをしていくということになると思います。

〔岡本君 挙手〕

議長(梶原義正君) はい、岡本君。

19番(岡本義次君) はい。あの、条例までは私申し上げませんが、その点検がですね、おざなりになって、そういうあの、ホースそのものとか筒先がですね使えないような状態に、事実なっておりますんでね、あの、10月、11月の2箇月ぐらいの中です、そういう消防署なり役場の方が主導を取って、各部落の消防団も含めてね、それで一般の人もしっかりそういうあの使い方も含めてね、1年に1回ぐらいそういう指導もしていただいたら、あのまあ、そういうひとつの初期活動にもなってですね、火災のひとつの成果が出てくると思いますんで、そこら辺ひとつ重々お願いしときます。

議長(梶原義正君) ほかにありませんか。

〔「手挙げとう」と呼ぶ者あり〕

議長(梶原義正君) どころが。

〔「消防長が手挙げた」と呼ぶ者あり〕

消防長(加藤隆久君) あの、御指導の方ですね、要望があれば、あの行かしていただいておりますので、はい。また、連絡していただければ結構だと思います。

議長(梶原義正君) ちょっと、すいません。あの、今の質問は、いわゆるこの条例案にはちょっと関係ありませんので、これでちょっとあの打ち切りたいと思います。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(梶原義正君) ほかに質疑がないようですから、これで本案についての質疑を終結いたします。

議長（梶原義正君） 続いて、日程第3に入ります。
議案第30号 佐用町総合計画審議会条例の制定についてを議題といたします。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46番（金谷英志君） 第8条にあります専門委員ですけれども、町長が必要があると認めたときは専門的な調査研究に従う専門委員を委嘱することはできるとありますけれども、この場合の総合計画の中で専門的な委員とはどんな役割をするのでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 課長に。

議長（梶原義正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上透君） すいません。失礼します。この中の審議会の中の専門委員でございますけれども、総合計画自体を内部の委員会で、まあ職員を中心にいろいろ検討していくわけでございますけれども、その中にいろんなあの、専門的な知識を持たれている方も、まあある程度入っていただいて、指導受けたり、まあこういう点であの、指導なり提起をしていただくという意味合いでの専門委員ということでございます。

〔金谷君「ちょっと」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46番（金谷英志君） 総合的な計画を立てる上で専門ですから、それぞれの専門家ということで、総合的な計画を立てる専門家ではなくて、そういうな部門に当たる専門家という位置づけでよろしいのでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、課長。

まちづくり課長（南上透君） あの、総合計画ですので中身が広いんですけども、まああの、その中でもこの中で専門員を絞っていくんですけども、まあどういふところへお願いするかということもあまして、例えば大学であるとか、まあいろんな重要な項目について絞った形での委員さんになると思います。

議長（梶原義正君） はい、よろしいか。ほかにありませんか。はい、岡本君。

19番（岡本義次君） 19番、岡本です。あの、総合計画の委員が20名以内と、こう載ってございますけれども、まあ例えば役場の職員の方でも、若手が最近、立派な優秀な方入っていらっしゃるし、その前にお並びの方々も立派な方ばかりです

んですね、いわゆるこのまちづくり課だけじゃなくって、そういうひとつのプロジェクトの中でね、あの課の中で、あの役場の中でも、こういうまちづくりの中でこういう意見があって、こういう問題もある、こういうやつ、それらをそれぞれですね、垣根を越えてね、やっぱりあの、練っていただいて、そしてより良いものにね、して持っていていただきたいと思いますが。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） はい。御指摘のとおり、当然です。ですから、あの、総合計画のね、あの委員として委嘱するのはそういうメンバーで、ある程度まとめていかなきゃいけませんけども、やはり職員がですね、それぞれの担当分野において、あの、十分にそれぞれあの、よく機能して考えていくということが基本です。ですから、あの、また項目ごとにですね、職員の委員会、プロジェクトで検討していくというようなことも当然考えていきます。

19番（岡本義次君） お願いします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28番（鍋島裕文君） あの、第8条の第2項について、専門員の関係ですけど、第2項の1点目は、前後において町長は、第5条第1項第5号に規定する学識経験云々と出てますけども、これ第5号じゃなくて第4号の間違いではないかということ。

それから、2点目に、実際問題この第4号の委員の中から専門委員5人を選ぼうと…、いや専門委員を選ぼうとされてるのかどうか。その考えなく、専門委員は8条2項に該当しない20人と別のね、5人の専門委員というふうに考えておられるのか。

この2点を伺います。

議長（梶原義正君） えっと・・・。

〔町長「これ、20名の中でみるんだったかいな」と呼ぶ〕

〔まちづくり課長「いや、別」と呼ぶ〕

〔町長「別だったかな」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） えっと、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上透君） あの、専門委員につきましては、審議員さん20名と別に専門員さん5名ということでございます。

〔鍋島君「全然考えてない」と呼ぶ〕

〔まちづくり課長「はい」と呼ぶ〕

〔鍋島君「で、最初のやつは」と呼ぶ〕

まちづくり課長（南上透君） 5名といいますのは、あの、全員、あの議員の説明会的时候可以に5名ぐらい選びたいというものをちょっと申したんで、そのことが出たんと思うんですけども。この中には・・・。

〔「5名とは書いてない」と呼ぶ者あり〕

〔町長「何名とは決めてないやろ」と呼ぶ〕

まちづくり課長（南上透君） はい、何名というのはありません。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28番（鍋島裕文君） いや、最初のやつがその第5号じゃなくて第4号じゃないのかということと。それと確認ですけども、そしたらあの、20人の委員の中からは選ばないということですね、専門委員。

〔「5号もどっちかの4号に該当する専門家という意味とちゃあうん」と呼ぶ者あり〕

〔鍋島君「だからそれちょっと聞きよんや」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっとこれ、答弁に時間かかりますか。

町長（庵逄典章君） ちょっと待ってください。

議長（梶原義正君） ほな、休憩しよか。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、課長。

まちづくり課長（南上透君） すいません、あの、その学識経験というのはまあ、20名のうちの学識経験者ということでございまして、その専門員というのは、その他町長が必要と認めた者ということで選ばしていただくということでございます。

〔「そしたら20人の中に入るわけやな、構成員の」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 鍋島君、よろしいか。

28番（鍋島裕文君） まず聞いてたのはね、あの、8条の第2項の。

町長(庵道典章君) あ の、まずですね、5条におきます町長が委嘱する中にですね、当然行政の中の町の行政委員会の委員とか行政関係の職員、また公的団体の職員、そして学識経験を有する者という形で委嘱をさせていただきます。それは、審議会20人以内で組織をするということです。そのほか、あと8条におきましてはですね、専門的な調査・研究に従事する専門委員を委嘱するということは、これはあの、やはりあの、学者先生のようなですね、どうしてもこの総合的に、この計画をまとめて、またそれに指導いただくような方を委嘱することができるということでもあります。ですから、このまま別に。5条1号、これ4号やね。

〔鍋島君「だから4号じゃないわけです」と呼ぶ〕

町長(庵道典章君) ですから、4号というようなことは、これ4号ですね。5号が4号、間違ってますね、これ。そういうことですね。それで話を通ると思います。

〔高見君「それだったらやな、20人の内に専門委員が」と呼ぶ〕

議長(梶原義正君) ちょっとすいません。ちょっと不規則発言はお断りします。あの、発言される方は手を挙げて、許可を得てからしてください。はい、ほかにありませんか。

〔議場騒然〕

〔町長「専門委員も入れて20名なんやな」と呼ぶ〕

議長(梶原義正君) それちょっと、はっきりして、はっきりしたこと言えよ。しばらく休憩します。

午後 1時30分 休憩

午後 1時33分 再開

議長(梶原義正君) 休憩を解き、会議を再開いたします。町長からあの、答弁をします。

町長(庵道典章君) どうもすいません。えらいあの、条例の提出の不手際というんですか、説明が非常に不十分になりまして、混乱をしましたことをお詫び申し上げます。再度、あの私の方から答弁をさせていただきます。

まず、4条におきまして、この審議会は委員20名以内とするということ、定数を決めております。これは20人以内で組織をするということです。そしてその委員につきましては、次に掲げる者から町長が委嘱するということで、1番から5番までの形で委嘱をさせていただきます。で、その、5条の4における「学識経験を有する者」というのは、一般的にまああの、町内ですね、まあそういういろんな中からですね、町民の皆さんの中からそういうことにいろいろ御造詣の深い方を委嘱するという委員でございます。で、「その他町長が必要と認めた者」、この5番にあるんですけども、その中でですね、第8条、この「町長が必要があると認めたとき、専門的な調査研究に従事する専門委員を委嘱することができる」という形になります。で、前条において町

長が第5条1項5号に規定する「学識経験を有する専門委員に委嘱することができる」という、この5番目の「その他の町長が必要と認めた者」というところが、この項に入るわけです。で、その専門委員というのは、まあ大学の先生とか、まあそういうまちづくり計画なんか非常にまあ精通された方を必要なときには委嘱するという事で、まあその人も含めて20名の委員で構成をするということでお願ひします。

以上です。

議長（梶原義正君） 鍋島君、よろしいか。

〔鍋島君「はい、よろしい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

〔高見君「町長質問したい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、高見君。

1番（高見誠規君） そのな、20人の中に、もう20人超えんわけやな、専門委員入れても。

町長（庵逄典章君） そうです。

1番（高見誠規君） 間違いない。

町長（庵逄典章君） 間違いない。そういうふうに条例がなってるんです。

1番（高見誠規君） わしな、別枠とするんだったらな、この5条1項5号に規定するというやつを取ってな、専門委員別立てにして、町長が学識経験を有する者ということになればな。

町長（庵逄典章君） そうですね。

1番（高見誠規君） そういうことになれば。

町長（庵逄典章君） できます。

1番（高見誠規君） 別枠になるわけや。

町長（庵逄典章君） そうです。だけど、それは今の条例では別枠に・・・。

議長（梶原義正君） ちょっと待ってください。それはちょっと、直接（聴取不能）きっちり区別してください。

1番（高見誠規君） そやから別立て20人の中に専門委員が入れるというんだったらな、この項目についても分からんこともないけど、専門委員、この条例の立て方は

な、委員と、普通の委員と専門委員ということ。それで、「審議会の会議に出席し、意見を述べるができる」と8条3項にあるんだったら、述べる事が常にできる委員と専門委員とは違うわけなんや。そやから、あんたがこの項目、5条1項第5号に規定するというのを無理やり固執するからな、そういう論理が合わんと思うんやわ。ですから、これ抹消してな、別立てにするんだったらよろしいけども、常時この委員会に出席するんだったら8条3項の「専門委員は審議会の会議に出席し、意見を述べるができる」ではあかんわけや。委員会の構成員だったら、もうそんなこと常時述べられるわけや。ですからこれは、作った製作者の理論立てというのは専門委員は別枠でいろいろ会議、委員会ではしとるけど、時々連れて来て、その人の意見を聞くということになっと思っと思うんですが。ですから、町長が言われるようにこの委員の中に含まれるんや、20人の中に含まれるんだったら、この条文は、8条3項というのは抹消せなあかん。もう一遍調整してみてみ。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、その、もう条例案を提案させていただいてますから、この条例のこの4条からですね、5条ずっとかけての定数、あの形になりますと、今私が説明した形でないと、ちょっとあの、この条例としてはつじつまが逆に合わなくなります。確かにまあ、その専門委員がこの審議会の会議に出席し、意見を述べるができるということ、これ意見を述べるができるということも常時述べてもいいわけですから、まあその点で御理解いただくような形で、これ提案をさせていただいとなで、これをあの一応、もう変えるということがね、それができるのかどうかということ。まああの、前からの条例、条文からずっと検証・・・、整合性を持たせますとそういう私が説明したことのようになるということで、まあ20人という、専門委員といってもですね、これほんならたくさんの人を専門委員に委嘱するわけじゃないんで。

〔高見君「5人」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 5人なんか、そんな。

1番（高見誠規君） 別枠せなあかんのやで、8条3項があるかぎり。

町長（庵逄典章君） ちょっと待ってください。

〔「専門委員5人ぐらいにできんのん」と呼ぶ者あり〕

〔議場騒然〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、すいません。次々といろいろとですね、御指摘を受けて、確かにまあこの辺準備が非常に、十分にできてなかったということでお詫び申し上げます。まああの、これを、御指摘もありますので、もう一度十分にこれを、条例案を検討して、最終日にこの提案を再提出、あの変更させて、議長の方に提案さして

いただくことをお願いいたしたいと思います。

〔高見君「了解」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ほかにないようですから、これで本案についての質疑を終結します。

日程第 4 . 議案第 31 号 佐用町合併記念事業検討委員会条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 4 に入ります。

議案第 31 号 佐用町合併記念事業検討委員会条例の制定についてを議題といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方発言願います。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。1 番、高見君。

1 番（高見誠規君） この条例案の 4 条の 1 項に、「委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する」で、「町議会の議員」ということで出されておりますが、1 点は、この前から言うておるように、審議会の委員に議員を入れるという点、どういうふうに考えられるんか。それから、もう 1 点は、主催はどこなんかと。仮に町主催のに、町長名で議員がその支配下に入るというのは、二権分譲いんかね、その関係でおかしいんじゃないかという点でお尋ねしたいんですけどね。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、いろいろな審議会等に議員の皆さんがここに参加、入られるかどうかについていろいろと議論があるわけですけども、まあ町のこの総合振興計画という全体に係わる課題についてですね、常時審議過程についても議員の代表の皆さんにも、こう入っていただくことの方が・・・。

議長（梶原義正君） 違う。

町長（庵逄典章君） 違うん。

議長（梶原義正君） 違う。

町長（庵逄典章君） あ、合併記念の。特にほなそれ合併記念等においては、全町全体で取り組むべき事業ですから、あの別にこれ支配下に入るとかどうかという問題

ではないと思います。一緒に考えていただきたいという立場ですね、こう、あの入っていただいて、いろんなあの、一緒に御意見をいただいて考えていただければいいんじゃないかと思えますけども。

〔高見君「主催はどこになるん」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 当然、町が、これは記念事業するのは、町が主催になるわけですから。

〔高見君「それだったらですね」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっと許可を得てから発言してください。はい、高見君。

1 番（高見誠規君） 1 番、高見です。それだったらね、佐用町と町議会とは共催して、それでまあ議長も町長と同格扱いして、議員がこの審議会に出ていくというんなら分らんことないけども、町の主催に議員がいろいろと町に意見を述べると。その意見を述べるところは、本会議であつたり委員会であつたりするわけでね、そういう点でおかしいんじゃないかと私は思うんです。で、ですからこの、そういう点から言えばですね、まあ、町民の声を聞くというようなことだろうと思うんでね、町民の代表やからということで 1 番に上がってとんで、そういうことを昨日も私らも研究しよった。それは町民から 10 人なら 10 人、5 人なら 5 人の、各町から 2 人ずつとか公募してね、そういう中から議論する方が盛り上がるんと違うんかと。町会議員とこうなつてくるとですね、やっぱり従来ともまあ総会、町会等こうせいいうもんが対等の関係で提言したりチェックしたりするという議会の役割から言いましてもですね、いや、議会も来てもらえたらええがな。わし大将でやりますさかい言うて、そういうわけには町長が大将になるというのは、わしは納得いかんと思うんですが。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、合併記念事業関係というのはたくさんいろいろと、その式典とか、あの町章の制定であるとか、まあ住民の皆さんの主体的なまあいろんな記念事業とかあるわけです。だからそれぞれですね、部会と言いますか、その行事に対して部会を作って、議論して、考えていただく、計画していただくということで、まあそれをまとめたものをですね、この最終的にこの合併記念事業としてまあまとめていくという中に、まああのそういう委員会を作ろうということでして。まああの、議会の立場ということ、まあその辺、私は町が主催ということは、町が議会も皆さんも入られた町であつて、何もこの町、即、町長ということではないと思うんですけども。あの、まあ議会の方で「これは入りたくない」と、「入らない方がいい」と言われるんでしたら、それはあの、これまた逆に提案、あの、それを変えなきゃいけないということになると思います。それはまあ、議会の判断にお任せしたいと思います。

〔高見君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、高見君。

1 番（高見誠規君） いや、従来ともね、あの、やっぱりあの、町長に議会が引っ張られるという関係がなきにしもあらずです。ところが、この議会と町長との関係はですね、法律的にはそれぞれ独立して、提言したり、チェックしたりしていくということで今の町議会というんが成り立っとるわけなんで。そういう意味から言えばですね、いやまあ、「それは議会の勝手や」言われるけども、既に町長の発想の中にね、そういうもんが、僕はあるんじゃないかと思うし、教育委員会の僕も質問した問題なんかでも、昨日は、昨日、一昨日でしたか、町長の方が答弁されると。ちょっと町長の権限というのがね、この考えてもらわなあかんのではないかと。で、専門的に、例えば利神城の問題なんかでも、僕は教育委員会に質問したつもりですけど、まあそれは教育委員会の方で答弁書を練って、町長に渡しとるだろうとは思うんですけども、やっぱり専門家に僕は聞いたかったなあ。ところが、町長が次々答弁されるということになっております。そういう点で、議会というものは、議会なり委員会なり通してですね、それは個々には提言していくべきです。けども、いろんな審議会の中へ入って、議会のもんが入ってこったんやからということで、議会全体が拘束されるという結果になると思うんです。まあ、そういう問題があるということを指摘して、これでやめますけども、議会の方でも一遍検討してもらいたいなと、そういうふうに思いますので、これで発言やめます。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19 番（岡本義次君） はい。19 番、岡本です。今、高見さんがとうとうと述べられましたけれどですね、私らあは別に佐用町の合併のための記念行事であって、それをより良いものにしていくという意味において、議会が入ろうとですね、別に町長下の支配下に入るとするということではないのですね、そんなことは関係ないと思いますけれど。

議長（梶原義正君） これは質問じゃない、意見やな。はい、ほかにありませんか。

〔山本君「ほな、ちょっと言わせてください」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） あの、意見じゃないですね。

21 番（山本幹雄君） いや、これについてね。え、どういうこと。

議長（梶原義正君） いや、いや。今、質疑の時間ですからね、そやから、今、岡本君のようなその意見を言うてもらったんでは困る。

21 番(山本幹雄君) それは、ここへ言うてもろたらえんであって、町長にいや・・・。

議長(梶原義正君) いや、だから、あなたが今から言おうとしとることは。いや、どうぞ。

21 番(山本幹雄君) そうじゃなしに、いいですか。

議長(梶原義正君) はい、どうぞ。

21 番(山本幹雄君) いや、僕はあの、よう分からんなあと思うのは、この検討委員会そのものが、これは要るんかどうかいというのが、何かこの前から不思議やなあということを知りたいなあ。それで、あの、町長、この前、質問・・・、あれがされてました説明をね、こういうもん、こういうもん、例えば、町章も要るどうの言うたら、ほんなら岡本さんがそのときの質問の中で、町章するなら町木がどうのこうのいう発言、質問されてましたね。で、そのときに、「いや、町木はしない」となっとったけども、予算委員会の中にはあの、一般予算の中には町木の件も出てくるわけですね。出てましたね。

〔「入っとう」と呼ぶ者あり〕

21 番(山本幹雄君) 入っとう。ね。で、町木はそのとき「せえへん」言いながら、実は新予算の中には入っていると。ほんなら、町章だって別に今せんでもええわけであって、そのとき町章選ぶかどうのこうのいうようなことしなくて済むのであるならば、これ 5,400 円かける 30 人いうたら、16 万 2,000 円、1 回で要るわけですよ、予算がね。で、これをこういう例えば、議会が入るか入らんかというのは別にしましてもね、こういう委員会、例えば、まちづくり委員会なら長期わたっていくもんやから要るだろうと思うし、何かする言うんだったら要るだろうけど、これ合併記念の事業するだけで委員会立ち上げる必要が何かあるのかなあって。余分にお金使うだけだったら、「お金がない、ない」というてこだけ言うとう中で、1 回 16 万入れて、何回やる予定しとんか知らんけども、そんなに要るんかいなというのが、まあはっきり言って、これどれ質問いうよりも、全体でね、これそのものが必要とほんまにしとんかどうなんかいというのが僕にとっては非常に疑問やなというふうに思います。

議長(梶原義正君) えっと、これは、町長。はい、町長。

〔山本君「いやいや、納得する質問や。だから、設立だけや」と呼ぶ〕

議長(梶原義正君) ちょ、ちょっと。

町長(庵道典章君) はい。あの、まあ、合併記念事業の中で、まああの、委員会等で一番大きな課題は、この町章の制定ということでありまして。あの、予算上ですね、これはまあ、もうしわけないんですけども、あの、項目の中に町章と町花、町木ということをして上げてしまっております。で、これはあの、予算の上げる段階でね、そういうことも全体を含めてまあ担当課の方で上げてるんですけども、私はちょっと、総務常任委員会とかで申し・・・、お話ししたと思うんですけども、ま、実際に町花・町木については、今、4 町、旧 4 町がそれぞれ制定しているものをね、変えてしまうと。

また、その中から選ぶというのも難しいし、全くその地域にあんまり縁のないようなものを選ぶのも、これも今の段階ではね、これは返って、その、そういう制定すること自体難しいし、また違うものを選ぶこと自体は、あの、おかしいという思いがありまして、まああの、今回、町章についてはですね、どうしてもいろんなところにも、あの、町のやはり顔として早く制定しないとですね、これはあの、まあ、新町として、また対外的にもですね、なかなかいろんな掲載されたり、まあ、町の案内、まあ、町の記事を出していくにも、やっぱり町章というものがひとつの顔になります。まあ、そういうものが必要であるという立場から、まあ、町章だけは早く決めたいというお話をさせていただいたところです。

で、まあ、こういうその町章を決めるに当たりましては、やはり公募をしますので、それを制定して、選んでいくというね、委員会構成というのはやっぱり選ぶ過程では必要だろうということで上げております。まあ、そういうことを含めた、まあその関係、事業における、まああの、合併記念事業検討委員会という形で、まあ、一応あのまとめて、委員会を設置するという形で進めさせていただきたいということで上げさせていただいておりますので、まあ、御理解いただきたいなと思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21 番（山本幹雄君） 今、ちょっと、町長はその「町花・町木を上げてしまったが」と言いましたけど、ほんまはどっちなん。挙げてしもたの。挙げて、ほんまは挙げるつもりはなかったん。どっちなん。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） あの、予算上ですね、町花・町木も含めた予算ということになつとんでね、その項目は。ですから、その町花・町木は今回のこの事業においては、私はまだ選ぶ、まだ時期ではないということを思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21 番（山本幹雄君） いや、あの予算に入ってね、しているんだったらね。で、この中で今回予算審議するわけですよ。しますよね。うん。で、予算審議でそこへ入れているんだったらね、当然ここで入れて当たり前やと僕は思うんです。町花・町木も。入れんのんだったら、最初から予算上げずにべきやし、上げる必要ないし、これ、今度の来年の 4 月、3 月いっぱいまでの予算書でしょ。ねえ。だったら、おかしいやん、言うてることが。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、町花・町木にいくらの予算がかかるということでは上げてはおりません。で、ただ、町花・町木・町章という一括した中で、まあ予算上そういう、その全体の公募にかかる予算とか、そういうものを上げております。まああの、そういう中で、私はそういうふうに町花・町木は、あの、今回の早急に決めるのは非常に難しいという思いでありますけども、まあその今現在の4町、各旧町が町花・町木をそのまま当面、全体として町花・町木として、一応使っていくかどうか、まあ、そういうことは、あのその審議会の中で議論をしていただきたいなというふうに思っておりますのでね、まああの、予算上、この町花・町木にいくら上げてますというような予算ではありませんので、その点はまあある程度柔軟にひとつ御理解いただきたいと思います。

〔石黒君「14番」と呼ぶ〕

〔山本君「あの、ちょっと待って」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21番（山本幹雄君） あの、まあ僕は町花・町木云々いうよりも、結局、町章を上げて、予算書にまで上げとんだったら、もう一緒にやりましょうやと。ね。これ、審議員で30人も人間入れるんですよ。ね、そうでしょ。で、これだけで、5,400円かける30人いうたら、16万2,000円、1回でかかるわけですよ。これ、1回するんか、2回するのか、10回するのか、僕はまだ分かりませんし、これ回数、何回ひらくかとも書いてませんが、そんだけの金が要るわけです。僕にとっては最初に言うたように、こんなもん委員会そのものが要るんかどうかわ僕には分からんと言うたようなものの中でね、そんだけお金使うんであるなら、当然、町花・町木まで入れたらえんじやないか。僕は思います。けど、実際問題、まあ町長が言われるように、「町花・町木まで急ぎませんよ」と言うんであるならば、この委員会そのものも実は要らんのかなじやないかと、僕、さっき岡本さんが言うた優秀な議員やね、職員がこんだけおるんだから、町の合併のねえ、そういう言い方したら悪いけど、会長のこういうあれぐらいね、僕は皆さんでできる能力持っとんじやないかなと思って、「お金がない、お金がない」言いながら下手打ったら、まあ、50万からもっとかかるかも分からんようなお金をね、余分に使うんかなと思たら、何かちょっと違うんじやないかなという思いでね、おります。

〔「違うんはな」と呼ぶ者あり〕

〔山本君「だからちょっと、どうするん」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっと待ってください、ちょっと待ってください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。ちょっと待ってください。
はい。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まああの、今、予算のこと、まあお金のことね、ほんとにあの経費節減ということも十分考えなきゃいけません。ただ、あのこういう町章等を制定するときに職員だけでね、これを決めるというのは、これはやはり、あの、いくらまあ職員が優秀とか優秀さの問題じゃなくって、多くの皆さんのできるだけ、まああの、意見を聞いて、また皆さんに相談をして決めるという形を取るべきまた項目・・・、事項ではないかというふうに思いますので、まあその、やはり制定、まあ、そのためには全員の皆さんの意見を聞くわけにもいけませんけども、この、その代表である委員会というものを作って、これはやはり、あの、制定すると、したという形は、これは取るべきかたちではないかというふうに思っております。

それとその、町花・町木等についても、当初はまあ予算を上げるときにですね、これはあの、私も予算書を作るときにはね、まだあの就任しておりませんし、検討するときにはね。まあこういうことをしないと、早急にやらなきゃいけないということで、この予算書を早くまあ作っているときには、まあセットとして、町花・町木・町章、これをセットとして上げております。その後も私は総務常任委員会でもちょっとお話ししましたが、まあそういう「町花・町木については、なかなか早急に決めるのは難しいんじゃないでしょうか」という話をさして、皆さんにはちょっとさしていただいたと思うんですね。ですからまあ、これはあの、委員会の中でね、「いや、ここで決めるんだ」と。「決めた方がいい」という意見があれば、それは決めていただいていた。私はまあ、そういう意見は言わしていただきますけども、まああの、ただあの、その町花・町木のための委員会を、だけの委員会を設置するということではありませぬので、まあその審議項目の中にはそのことも入れていただいて、それで決めることが必要なければ、それはないということであればね、その町花・町木については、以後5年後とか、10年後に決めるという形で考えていただいたらいいと思うんです。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21番（山本幹雄君） あんまり言いたくないけど、5年後に上げるいうんだったら、それ知らなんだでいうて、ほなそれ今から審議しようかいうのにやで、その審議自体が何かどないなるんかな。ほな、町長、そないなこと言い出したらね、これ予算組み責任持たんのんかいう話になってまうじゃないですか。そないこと言われてもたら、ちょっと何ぼなんでも「私が知らんときに決めたんで」言われて、「5年後でも」言われたら「えーっ」言わな話になってしまう。だから、それは何ぼ何でもちょっとひどい発言やと思います。

それと、もうひとつ、そう言うのであるならばね、これ30人という人数がほな妥当かいう・・・、まあ以内やから、別に1人かも分からん言うかも分からんけども、さっきのまちづくりでは20人だったわけです。で、町章を選ぶんに30人という数字がほな妥当かという話になるし、町章いうたらクリエイティブ、ないもん中から想像して作らなあかん。これ、難しいんですよ。ところが、町木や町花いうたらね、あるもんから選ぶんですよ。はっきり言ってそっちの方が簡単なんですよ。そうでしょ。ないものから作る、これ難しいんですよ、町章。そうでしょ。町木はあるもんから、そ

のいろんな木の中から選ぶだけですから、簡単ですわ、はっきり言うて。実際そうなんですよ。そうでしょ。なのに、町花・町木は難しく、町章が簡単やいうて、そんなことは絶対ありえません。うん。だから、ちょっと僕その町長が言うとう話はちょっと何ぼ何でもおかしいんじゃないかなと思う。そうじゃないですかね。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、なかなか真意が伝わりませんので、まああの、委員さんのね、あの人数についてもそりゃ何人がいいか分かりません。まあこれはざっと・・・、それぞれの考え方があると思います。ただまあ、先ほど言いましたように、この合併記念事業については、まあいろいろな、まあ事業を含めた中で考えていこうということで部会を形成、あの、作ってやっていこうということなんです。だから、その部会でね、やっぱりどうしても人為的に、その10人とか、5人とか10人とかということになりますとね、それを合わせた委員会ということになると、30人ある程度人数的にもそれぐらいな人数になるだろうということです。まあこれは、あの別に、じゃあそれをほんなら、「20にせえ」言われたら、20人でもできないことはないと思いますしね、40人でもできないことはないと思いますけども。あの、少なくともそういう人数についてはね、あのまあ一般的な常識の範囲で、まあ捉えていただきたいというふうに思っております。まああの、町花・町木について、まあそういうことで「予算に上がってるのに審議できないじゃないか」と言われる。それはまあ項目の中にね、そういうことも含めた審議、あの合併記念事業の中の検討の中で捉えるということで上げておりますのでね、それは私もそれをここで訂正させていただいて、それを上げないということは、それも含めた審議をしていただくということで御理解していただくということで御理解いただきます。で、まあその中で、今、決めれるんだったらそりゃ決めていただいて結構だと思いますけども、まあ、その中の意見としてまたその後に決めるということになれば、またそれもまたそれで決定事項としてそのように取り扱っていかさせていただきたいと思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19番（岡本義次君） これがですね、合併したときの生みの苦しさいうんか、そういうひとつが出てきておると思うんですね。ですから、各町によって、あのそういう、あの章とか、それから花木とか、そういうやつもまあ違ってたわけですから、まあ花木にしても予算上げとる以上はですね、こっだけせつかく立派な検討委員会を設けるんであればね、やっぱりそういう中でひとつまあ皆さんのいい知恵やアイデアをだしてもらってね、そのそういう記章とか花木とか、その鳥も含めてですよ、もう決めるもんがあればそういう中でですね、皆さんがワイワイガヤガヤ言いながらですね、やっぱり広く町民の方に諮って決めていくというんが一番妥当じゃないかとは、私は思います。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。はい、ほかにないようですから、これ

で本案についての質疑を終結いたします。

議長（梶原義正君） 続いて、日程・・・。

〔松尾君「議長、質疑の方の審議に入る前に」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

47 番（松尾文雄君） 先ほど町長が議案 30 号に関しては、一応撤回かいうふうに言われたかと思うんですけども、最終日に再提案言われましたけども、一度提案されたやつ、これ議会で許可を得ないとダメやと思うんですよ。そやから、その部分はやはり議会の中でどうするかということを経済を出さないと、撤回とか修正とかできないかと思うんですけども。

勝手に出したり引っ込めたりできんだろ。やっぱり順序だけ踏んでもらわんと。

町長（庵逄典章君） 当然これは取り下げ手続きをさしていただいて、議会の承認を得て、再提出ということになりますので、それを最終日にさしていただくということでいいんじゃないでしょうか。

47 番（松尾文雄君） 分かりました。

町長（庵逄典章君） 本会議にね。

47 番（松尾文雄君） はい、はい。

町長（庵逄典章君） 本会議の中で、はい。

〔松尾君「そやからここで認めるか、認めんかということやらないと」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） えっとあの、ただ今、松尾議員からのあの御意見なんですけど、あの今あの、事務局と検討を加えたんですけど、まさにそのとおりだと思いますので、ここで町長が今、あの説明しましたように、一旦取り下げて再提案やね。あの、そういうふうにあのしたいと、さしていただきたいということなんで・・・。

〔高見君「議長、それに関連して」と呼ぶ〕

1 番（高見誠規君） これね、31 号議案に議事は既に進んだわけですね。で、その 30 号について一時不再議の原則ということであってやね、もう 30 号はパスしてもとると。で、31 号の議案に入るとのやね、まあせっかく松尾君が発言してくれて指摘しとんやけども、その関係もちよっと考えんとおかしいんじゃないかなと。

議長（梶原義正君） いや、31 号は終わったんです。

〔松尾君「終わっとんや」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 「終わった」言うて、「次入る」言うたときに松尾君の意見が出てきたわけなんですね。

〔松尾君「そういうこと、そういうこと」と呼ぶ〕

〔高見君「30号やる」と呼ぶ〕

〔松尾君「31号は終わらしよう」と呼ぶ〕

〔高見君「何言いよってんや」と呼ぶ〕

〔「31号は終わらしとる」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） いや、いや、31号をやね、今、あなたは31号まだ終わっていないのに、32言うから、31号は終わりました言うとなや。

1番（高見誠規君） いや、31号の問題やからな、再提案するいうんは。31号はもうかかってもうわけ。

議長（梶原義正君） あ、すいません。

1番（高見誠規君） だから、30号の時間は終わりましたと、それで次31号に入るとんやけど、30号のんが議論できるかいうのは。

議長（梶原義正君） そやけど、再提案するいうたのはこれだろ。

〔町長「議案して審議」と呼ぶ〕

〔「まだ可決してへん」と呼ぶ者あり〕

〔高見君「だから、きちんとした」と呼ぶ〕

〔「可決したかしとらんかしよれへん」と呼ぶ者あり〕

〔高見君「提案やで、それでも提案やから」と呼ぶ〕

〔町長「決議じゃ」と呼ぶ〕

〔「提案は1回したら2回できんいうことはあれへんな」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 30号やなあ。30号やったなあ。

町長（庵途典章君） 30号やね。30号もね、まだ議決が終わってからだったらできとったと思う。

議長（梶原義正君） いやいや、その、いや、あれする言うたのは30号やったね。

町長（庵途典章君） 30号です。

議長（梶原義正君） ね。やで、これ間違いあれへんやん。

〔「このままでせんと委員会付託できいひん」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） え。

（発言者不明） このままでね、いってね、30号は現状のままで委員会付託するでしょ。

議長（梶原義正君） そういうことに最初は申し上げたんやけども、そうするとちょっと委員会付託がおかしいことになるわね。最終日にあの。

〔「差し替えんでもそのままでいけるでしょう」と呼ぶ者あり〕

〔事務局長「今日差し替えせなあかんですわ。あの、委員会にかけよう思たら」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） いや、そやけど、それをみんなに許可を、みんなに承知してもらえとこういうことなんや。

〔事務局長「そうやで、委員会に付託せんと最終日に」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） あのね、これ、あの、ちょっとあのすいません。こういうこと私もこれ初めてなんで、あれなんやけども、これいづれあの、委員会に付託しますが、委員会に付託する前に差し替えをするんならしておかんと、あの、委員会に付託してからというんでは具合が悪いんで、で、あの、今さっき松尾議員の方から意見が出ておりましたように、この差し替えすることを、あの、まあ一旦提案されてますから、委員会の付託はしてなくても、一旦提案されておりますから、その差し替えすることをここで認めるか、認めないかということになるかと思しますので、ひとつこれ、あの、町長もこれはあの、差し替えをさしていただきたいというように言っておりますので、大体頭からまあそうした方がいい議案だということになりますと、あの、差し替えをするということで御承知を、御承認いただきたいと思うんですが、それであの、異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） それじゃあ、あの、そういうふうに取り扱いをさせていただきます。

〔事務局長「で、最終日提案で」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 違う。あ、提案。いや、違うやん。委員会に付託せんなんさ

かいに、あの、すぐしとかな。

事務局長（岡本一良君） 委員会までにね。

議長（梶原義正君） そうそう。

事務局長（岡本一良君） 委員会を開いて、委員会付託と。

議長（梶原義正君） いや、それで委員会にはやな。

事務局長（岡本一良君） 修正したやつを出すと。

議長（梶原義正君） 修正したやつをやね。

はい、あの、それでね、委員会に付託して委員会で審議をしていただきますので、委員会までにきちっと差し替えしたものを、あの。

〔鍋島君「本会議で提案した」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ほんなら、今日やるか。

事務局長（岡本一良君） いや、委員会、今日上げとうでね。今、本会議でやられるんだったら、委員会付託せんでもよろしいです。

議長（梶原義正君） どうしよかな、これ。委員会。

〔「県の事務局の方へね、取り扱いを」と呼ぶ者あり〕

〔「これ、何ぼこない言うたって、いろいろ意見が出よんがい。休憩して、その方がええで」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ちょっと待って。

事務局長（岡本一良君） 委員会付託でなしに最終日に提案。

議長（梶原義正君） そうやな。ちょっと、すいません。あの、今まあここで、あの、今、石原議員からも意見がありましたけど、そういうふうなこともいろいろ今議論しよんですけども、あの、ちょっとこう差し替えが時間的にいるんな問題もありますので、もう委員会付託をこれは省いて、ほいで、最終日にきちっとしたものを提案すると。こういうことでひとつ御理解をいただきたいと思いますが、それでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい。それじゃあ、あの、そういうふうにさせていただきますので、この件については、あの、最初の予定を取り消して、委員会付託はしません。

そういうことをお願いします。

事務局長（岡本一良君） それでいいです。

議長（梶原義正君） じゃあ、これはもう終わったな。

日程第 5 . 議案第 29 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて、日程 5 に入ります。

議案第 29 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方は・・・。

〔吉井君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5 番（吉井秀美君） 5 番、吉井です。あの、費用弁償のこの、総合計画審議会の委員の日額が、5,400 円。それから、専門委員が、4 万 5,000 円。こういうことになっておりますけれども、参考のためにお尋ねをしたいんですが、あの、この専門委員というのは先ほど条例の質疑の中で、町長が「学者先生」というような名称を言われておりましたけれども、具体的にどういった方を考えておられるのかということ。それから、もう 1 点。この、報酬の 4 万 5,000 円というのは、何か参考になる例のようなものがあつたのかどうか。この点についてお尋ねします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 財政課長。委員は。

議長（梶原義正君） 財政課長。

町長（庵逄典章君） 具体的にはまちづくり。

議長（梶原義正君） まちづくり。はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上透君） あの、すいません。4 万 5,000 円の報酬の方なんですけども、これはあの、県の方で、あの、自治研修所いうところがあるんですけども、職員の研修等行うところなんですけども、そこであの、大学の教授等呼んで、その先生として呼ぶ場合に、時間当たりが 1 万円から 1 万 5,000 円ということで、まあ、1 万 2,000 円の、まあこっちに来てもらう分ということで、まあ 3 時間ほどみて、3 万 6,000 円と旅費を合わせたもので、4 万 5,000 円ということで計上しております。

〔福本君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、福本君。あ、吉井君。すみません、ちょっと待って、こっちがまだ終わってないから。はい。

5番（吉井秀美君） それで、あの。2つ聞いたんですけどね。

町長（庵途典章君） はい。もう1個。まだあの、その、具体的な選任はいたしておりません。

〔吉井君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5番（吉井秀美君） はい。5番、吉井です。そしたらまあ、県の指導ということで、じゃああの、交通費込みということは、その遠いとか近いとか全く考慮なしに、4万5,000円ぽっきりという形なんですか。

議長（梶原義正君） はい、課長。

まちづくり課長（南上透君） はい。あの、一応その、4万5,000円ということで、あの、考えております。

〔吉井君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5番（吉井秀美君） はい。えっと、じゃああの、例えば自家用車で来るとか、あの、新幹線で来るとか、そういったことは全く考慮なし。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。まちづくり課長。

まちづくり課長（南上透君） はい。あの、まあ、なかなかすぐにこのお近くの方にはならないと思うんです。ある程度一定の距離が出てくるということで、そういう考え方をしております。

〔吉井君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5番（吉井秀美君） それと、先ほどの条例の議論、えっと、質疑の中で意見がいろいろ出ていたんですけども、あの、ここで委員が5,400円で、そして、専門委員が4万5,000円。で、こういう立て方っていうのは、あの、私の感想なんですけれども、委員会の委員としてその専門委員を、あの、交えるのではなくって、専門委員会というのをまた別立てで立てるようなことが頭の中に描かれての報酬の、これですね。決められ方じゃないかなというふうに感想を持ってるんですけど、その辺はいかがですか。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

まちづくり課長（南上透君） あの、専門委員さんにつきましては、あの、状況で査定委員の方に出てもうもありますし、まあ審議会の中へ入ってもろたり、それから、そのメンバーによりましてはほかのどこへ協議することもありえるという、いろんなことは想定はされると思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（梶原義正君） 同じ問題。

5 番（吉井秀美君） はい。

議長（梶原義正君） ほんなら、もう 1 回だけね。はい、吉井君。

5 番（吉井秀美君） 1 回だけ。ということになりますと、あの、さっきの 20 人の中に、まあその、こう、どういうんですか。この専門員というのは 20 人の委員の中に含まれるという形でなくて、高見議員が言われたように、あの委員としてでなくて、その委員会に出席して、時々ね、出席して、あの意見を述べることができると。そういうふうな別の組織が、あの頭に描かれてるんじゃないかなというふうに思います。そうすると、町長が言われたんとちょっと違うと。

議長（梶原義正君） えっと。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、そういうことも含めてね、あの、今度の提案の中で設備をさせていただきます。

〔福本君「よろしい。」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

〔福本君「町長、今言われたように。よろしいか」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、福本君。

9 番（福本利基君） 今、町長言われたようにね、30 号の佐用町総合計画審査条例が取り下げられとんのに、ここで報酬が出てくるのはおかしいんじゃないかと思うんですけどね。

それは合わせて最終日に再提案してもろた方がいんじゃないですか。

議長（梶原義正君） あかね、それあかね、前にもね、あかね、この順序が違うんじゃないかという、あかね、指摘があったんです。そして、それをいろいろあかねの調査して、したところが、どちらが先になってもいいと。それはその感じの問題だという回答を得てますので、いずれ差し替えはしまして、最終日になりますけど、こういうことは設置されますから、あかね、設置されたらこれを払うんだと。これを払う人がこういう人なんだということで、先決めても、これは差し支えないという見解を持っております。

〔福本君「了解」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、ほかにありませんか。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） その報酬が日額 4 万 5,000 円で、その交通費を含むということですが、これでしたら委員の方とだいぶ額が違うんです。まあ、専門的な方ですから、見地から発言されるんでしょうけれども、その報酬と交通費と別にして、そういうふうにしたら、もっと日額もその、どういふかね、世間一般的にね、時給が 1 万 2,000 円という人はね、ちょっと世間一般から言うても、ちょっと高いような気がするんですけども。まあ、交通費を含むということであれば、費用弁償の分は交通費を別にするという、そういう考え方はないんでしょうか。

議長（梶原義正君） これはだれが返事する。担当課長。町長。町長が答弁しちゃう方がえんじゃないんか。

まちづくり課長（南上透君） まああかね、それを含んだものとして報酬ということで整理させていただくという考え方で、まあ予算の方もさしていただいております。

〔金谷君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ほかにないようですから、これより・・・、これで本案についての質疑を終結いたします。

日程第 6 . 議案第 32 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の制定
について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 6 に入ります。
議案第 32 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の制定について

を議題といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。1番、高見君。

1番（高見誠規君） あの、第1条にね、主旨というのがあるんですけども、その2行目に「佐用町が設置する公の施設の管理を行わせる」という。どういうことを想定されとんか。どういうとこを。まあ、とりあえず作っとなあかんのんやということ、これ作られるんか。どっかも想定されて、まだ予算書詳しいには見とらんのですけど、まあ、恐らく3月までは従来どおりと。新年度からいろいろ出てくるという中で、どこを具体的に想定しとんか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、この指定管理者制度のこの条例の制定ということは、これは法律で制定をするもので、あの、まだ、じゃあ佐用町としてですね、これを、条例を生かしてどういうこれからこういう施設の管理運営について考えていくかは、これからの検討課題でございます。だから、具体的にどこを今するということはありません。あの、決めておりませんし、当然、そういう、ただこの条例に基づくこの指定管理者制度について検討しなければならない施設は逆にたくさんあることは、かなりあるということはあるとは思っております。

〔高見君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。1番、高見君。

1番（高見誠規君） いや、僕も研究不足なんですけど、この制定せえというような法律が出とんのですか。その感、ちょっと説明してください。

町長（庵逄典章君） 財政課長。

議長（梶原義正君） はい、財政課長。

〔高見君「昭和22年やでな」と呼ぶ〕

財政課長（小河正文君） はい、あの、これは、法律、平成15年の法律の第81号で……。

〔高見君「何いう法律」と呼ぶ〕

財政課長（小河正文君） 地方自治法の一部改正でございます。その中で……。

〔高見君「80号。何号言うた」と呼ぶ〕

財政課長（小河正文君） 81号。

〔高見君「81号」と呼ぶ〕

財政課長（小河正文君） そしてあの、同年の9月の2日から施行されておりますので、その3年いないに公の施設等ついて、あの当然、行政の方もやっていかないかんという法律に基づいたもんでございます。

〔高見君「何年言われてましたか。平成。」と呼ぶ〕

財政課長（小河正文君） 平成15年の法律、第81号。

〔高見君「平成15年な。はい、了解。はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、高見君。

1番（高見誠規君） まああの、それだったら作らなあかんのんで、3年以内作ったらよろしいけど、適用についてはですね、あの、「官から民へ」とか何とかいうて小泉さんが言うんで、喜んで建設業界なんかもやったけども、ほんまに民間でいろいろやらしてみたらとんでもないことやとったという、その震度に対するいろんな設計する設計業者、それから、それを民間の本来役所がしよった、チェックしよったところを民間業者がやるという中で、もうメタメタになっとるわね、今建設業界。で、単に、その民間にやらせれば何でもえんだという考えが蔓延しとる中で、町長なんかどういうふうにかえ。まあ、具体的には分からんと言われるけども、その感の問題、どういうふうにかえられておりますか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。当然まあ、これ、あの、指定管理者制度をですね、適用して、まああの、そういう管理運営に当たって、民間業者に委託するとかということを考える上でもですね、その方が効率的なのか、また、よりその施設の運営において効果的な充実した運営ができるかという、そういう観点からも当然考えていかなきゃなりませんし、すべてが官から民へやればよいというようなことは考えているわけではありません。当然、行政として責任を持って引き続いて行政が管理をしていく方がいいと、その必要性があるという点については、当然維持をしていくわけでありませう。ただ、これまでの法律の中ではですね、どういう、民間に委託した方がいいというふうにかえても、それが法律上できなかつたということで縛られてた部分があります。だから、そういう縛られた部分について、この法律が改正されまして、そういうことができるという、しなきゃいけないんじゃない、できるということになったわけでありませう。だから、それは十分に今後行政の中で検討すべき課題でありませう。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（梶原義正君） 金谷君。

46 番（金谷英志君） 先ほど当局の方からその法律の基になる、主旨になる 81 号ってあったんですけど、81 号というのはその議案の番号ではないですかね。条例では、この括弧に書いてある 244 条でえんじゃないですかね。

議長（梶原義正君） これは、はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） あの、先ほども申し上げました 81 号は法律 81 号、平成 15 年の法律の 81 号という。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） ただね、81 号はただ単にその法律の番号であって、条令ではないんですね。そこで、先ほど関連ですけれども、この大きな法律があって、主旨としてはこういうふうに町の条例も作らなあかんということですけども、その地方自治法 244 条では、従来は管理委託制度、それが管理者制度に変わったんですけども、この大元の地方自治法は変わったことによって、その町長はね、このいわゆる委託から代行に変わるわけですけども、この変化の具合というのはどういうふうに見ておられますかね。委託から代行への法律の改正ですけど。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ちょっと、すみません。委託から何にですか。

〔金谷君 挙手〕

46 番（金谷英志君） 代行。いわゆる、代行することに。

町長（庵逄典章君） 代行。ああ、代行ね。まああの、代行と委託とどういうふうにしてその違うのか分かりません。その、まあ、これまでね、町が直営して、まあ管理していたものが、まあ民間のいろんな団体に委託し、その委託することによって、その運営を代行していただくということなんで。そこに代行ということがどこに出てくるんかちょっと分からないんですけども。あまりそんな大きな意味はないと思うんですけども。違いは。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） その今までの管理委託制度からして、指定管理制度に委託し

て、あんまりその変化の意味はない。そういう答弁でよろしいでしょうかね。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや。管理委託をするのにでもですね、委託先がある程度公共施設の場合、公的な機関でないと委託できなかったものを私、一般的な民間の会社、企業なり個人なり、いろんな方に委託ができると。管理者制度によってできるというふうになったというふうに私は理解しておるんですけどもね。

金谷君「議長」と呼ぶ]

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） まあ、そういう理解ですけれども、その大きく言うてはね、その今まで委託というのは、私は委託と代行という言葉置き換えましたが、委託であれば本来責任は町にあるんですね。それは単に委託しておるだけであって。今度、代行、管理者に指定して、そこが委託をすることになりますと、そこが料金も決め、職員のその雇うのも決め、そこで大きな権限を代行することで持つわけですね。ですから、町の責任はそこでどこにあるんか。大きな、私はこの制度上の違いがあると思うんですけども。もう一度答弁お願いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう点については、当然その責任のね、の範囲において大きな違いがあると思います。ただ、そういう責任を持って、そういう施設を町、行政が直接運営するんじゃなくて、一般の民間で管理していただく方が効率的で、また、その施設のいろんなこの目的なり内容が充実したものができるという利点を生かしていかなきゃいけないということだと思いますけども。

金谷君「議長」と呼ぶ]

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） その中でですね、その地方自治法 244 条の 1 で、「普通地方公共団体は住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設を設けるものとする」。これは、条例の中にもうたわれておりますけれども、そういった中で、次、2 として、「普通地方公共団体は正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」。「3、普通地方公共団体は住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない」。こういうことはこの条例の中でも、条例としてはうたわれてないんですけども、基本理念としてはこういう方向は持たれてるかどうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、当然あの、公の施設としてですね、公費を使って、こ

の住民、まああの、を広く住民福祉の技術のために造った施設でありますから、あの、
どういう委託に、形になって、あの管理になってもですね、そういう理念というものは
まず最初にあるということでもあります。

〔金谷君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） えっと、次は、矢内君。

12 番（矢内作夫君） はい。えっとあの、まああの、一番初めに高見議員が聞かれ
たんですけども、その対象者、まあ対象者じゃない、対象となるような公の施設いう
のは何箇所ぐらい想定をされとんかということが 1 点と、それとあの、この指定の取消
等というのが第 9 条にあるんですけども、あのこれは貸したもんから、あの指定者に
不都合があったときに指定管理のあれを取り消すということだろうと思うんやけど。反
対に指定されとう側から返したいいう形の場合にはどの条例に入るんかということ、ち
よっと分からんので、その点はどないなとんか、ちょっとお聞きします。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、先ほども申しましたように、まだこの条例を制定
した中で、この条例を適用するような施設については、これから十分に研究して、検
討していくということですので、まあどこ、どの、どういう施設かということは答え
ることはできません。

それから、それどこにあるの。取消し。まああの、当然あの、管理委託を返上した
いという申し出も、相手側も対等な契約になりますからね、これは。あるわけですが
ども、9 条で、まあ「管理を継続することができないと認めるときは、その指示を取り
消し、または期間を定めて管理の業務の全、または一部の停止を命ずることができる」
ということで、管理を継続することができないということが、向こうから、相手側か
らですね、まあその理由をもって申し出があれば、その項目を適用するということだ
と思いますけども。

〔矢内君「双方が含まれとうということ」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） うん。まあそういうことで、これは対等な契約ということに
なりますね。

議長（梶原義正君） はい、よろしいか。ほかにありませんか。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） これは（聴取不能）聞くべき理由ですよ。まあいろいろ問題
もあるみたいなんですけど、それでもこれいろいろ条例として可決すれば、これは公布

時から施行するという、ね、当然なってるわけでどういう中で、まああの、当局の見解を聞けば、対象施設も何が対象外となる公の施設についても、今後検討していくというような答弁でありますから、まあ問題があればね、実行しなければいいわけですけども、公布して、施行して、いつまでもそういう状態というふうに考えておられるのか。まあ、その点まず聞いておきたいんですけども。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まあ、今の制度のですね、大体この概要につきましては、指定管理者制度にするか、直営と言いますか、行政がそのまま管理運営をしていくか。このことについて、平成18年9月1日までに指定管理者制度または直営移行の選択ということの大体の方向を決めなきゃいけないということになっております。まあその、そういうこれからですね、作業をしていかなきゃいけないということですので御理解いただきます。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28番（鍋島裕文君） じゃあまああの、作業されるのであればね、当然問題点として、当然、今各委員会出されてる内容について当然検討なされなきゃならないというふうに思います。

で、それで、第7条の関係でね、2点あのお伺いしたいんですが、例えば、第7条2項の第5号、「佐用町が支払うべき管理費用に関する事項」というようなことを協定締結しなきゃいけないということであります。つまり、指定管理者にこれをまあ代行というんか、あの、預けた場合にね、佐用町も当然管理費用で負担しなきゃいけないということですけども、例えばの話、あの上月体育館、ほたるドーム、これを指定管理者制度としてやった場合に、佐用町が支払うべき管理費用というのはどういったことになるのか。

それから、2つ目に、金谷議員も質問したけど、利用料金についてはね、現在は議会の議決が要ります。当然、議会も監視ができます。この改正後ではね、指定管理者が決めて、町長の承認を得ればいいのかというようなことになっとるわけですけども、その辺り議会の監視ができないんじゃないかというような問題も感じるわけですけど。

その2点を伺います。

〔町長「その」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その2点というのは、上月のほたるドームをした場合に。

〔鍋島君「例えば。例えば、管理費を」と呼ぶ〕

〔町長「え」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 例えや。例えば、上月の。

町長（庵逄典章君） 例えば、そういう場合にはどうなるかという話なんですね。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） まああの、それはどこまでして、あの、委託をするかということに係ってくると思うんで、まあその、全ての管理委託ということになれば、まあその通常の光熱費からですね、人件費、そういうものを算定して係る経費を、まあ一応算定するということになると思いますけども。

それと、これ。まあ利用料についてのですね、そういうことを決定する議会ができないということなんですけど、まあそりゃあ指定管理制度に移行するについてもこれは議会でのたぶん承認がいる事項だと思います。だから、そういうそれがあるなら、その段階での議会の判断をいただきたいなど。これはそういうことにすべきではないという問題があるということであれば、管理者、指定管理者制度によるこの委託ができないということになりますしね。当然、その前に町としてもそういうことも含めて、十分にまあその、この制度を適用するかどうかということも考えて、提案もさしていただくつもりですけども。まああの、そういういろんなね、この制度の中では、制度を適用しようとするばですね、そういういろんな心配なり、いろんな問題があるということは十分認識した中で、これから研究すべきことだと思っております。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） あのまあ、提案されてますのでね、たたみかけるようで悪いんですけども、こういった問題もぜひ検討していただきたいと思います。

1 つは、指定管理者がね、赤字で倒産した場合に、その負債について住民負担という問題はどうかってくるのかという。当然起こってくる問題であります。それが 1 点。

それから、2 点目に、これは本日のこれ、朝日新聞ですね。12 月 6 日付、朝日新聞に、姫路市のイーグレイ姫路管理会社が、これは何だったかな、姫路プラザの、あ、市民プラザですね。市民プラザの公営施設を指定管理者として決めたと。で、その姫路市のその選定委員会の委員長が助役でね、で、それを、指定管理者として決まった会社が助役が社長を務める会社というようなことで、今日、朝日新聞に出てね、議会に問題になっております。だから、選定する場合でもこういった問題もあるということが本日出とるわけですけども、こういった問題もあるということを考えて、その 2 点の当局の見解を伺います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、どういう、だれが管理しててもですね、まあその、赤字になったり、またどうしてもその施設の性格上ですね、あの収益が上がらない、また倒産というようなね。まあその、民間であれば倒産という形が出てくる可能性はあります。まあしかし、そういうことも含めて、まあ、当然その事業にはリスクも背負って考えていかなきゃいけないんですけども、じゃああの、指定管理、そういう施

設において指定管理者制度を利用せず、あの、使わずに、町が直営したときにもっとたくさんの公費を投入しなきゃいけないということになればね、それもまあ問題であります。まあどちらを選択するかということになると思いますけども、まあまあ、そういうその管理して、委託した先がですね、倒産した場合には、また法的なまた手続きの中でですね、対応していかなくゃいけないんでしょうけども。そういうことも想定したやっぱし考え方の中で研究しなくゃいけないなというふうには思います。また、その指定、これは私もまだ初めてで、まだどういう手順を踏んで委託をしていくのか、十分に分かりませんが、まあその選定する段階においてはね、十分に公平性とまあ公正、透明性を持った中で考えていかなくゃいけないなというふうに思っております。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 8 条についてお伺いしたいんですけども、業務の報告ですけども、この中でまあ議会等には報告の義務ありますけれども、住民が直接ね、その話を聞けるとか、いわゆる住民監査請求がね、この地方自治体にも認められてるように、住民から指定管理者に監査請求があった場合、これ、できるのかどうか。

町長（庵逄典章君） 財政課長。

議長（梶原義正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい。あの、この行政手続法等の関係はですね、あの、住民監査請求含めて、あの、これは町の方で行政側が責任を持つということになっております。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） そうしたら、一旦、その直接指定管理者に対して住民請求はできない。町がそれをもう、町が責任を持ってそれを監査するという理解でいんでしょうかね。

議長（梶原義正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい。あの、この条文にありますように、当然あの、決算打たれて 30 日以内に報告をいただく。また、その途中におきまして、監査、通常の監査ですね、等をやっていくという仕組みがございます。それで、あの、行政側はまあ責任を持って対応するという形になろうというふうに考えております。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。ほかにないようですから、これで本案についての質疑を終結いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は 3 時、午後 3 時に。

〔町長「もうちょっとはよしてください。ちょっとあともつかえるんで」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ああ、そう。ほんなら。それではあの、すいません。町長あとの予定があるようですから、休憩の時間を縮めます。50 分から再開します。

午後 2 時 4 1 分 休憩

午後 2 時 5 0 分 再開

議長（梶原義正君） はい、会議を解き、いや、休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 7 . 議案第 33 号 町道路線の認定

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 7 に入ります。

議案第 33 号 町道路線の認定についてを議題といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） それでは、ないようですので、これで本案についての質疑を終結いたします。

日程第 8 . 議案第 34 号 平成 1 7 年度農作物共済事業の損害防止事業に伴う特別積立金の取り崩しについて

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 8 に入ります。

議案第 34 号 平成 1 7 年度農作物共済事業の損害防止事業に伴う特別積立金の取り崩しについてを議題といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい。質疑がないようですから、これで本案についての質疑を終結いたします。

日程第 9 . 議案第 35 号 農作物共済無事戻し金の交付について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 9 に入ります。

議案第 35 号 農作物共済無事戻し金の交付についてを議題といたします。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい。質疑がないようですから、これで本案についての質疑を終結します。

日程第 10 . 議案第 36 号ないし第 50 号議案について

議長（梶原義正君） 続いて、日程 10 に入ります。

議案第 36 号ないし第 50 号議案についてを議題といたします。本案は平成 17 年度の一般会計及び 13 特別会計並びに 1 事業会計の予算についてであります。

これより本案についての質疑に入りますが、本案につきましては先に設置されました予算特別委員会において十分に審議していただけるものと思っておりますが、どうしても本日質問しなければならない事項がありましたら、要旨を簡単にお願いたします。
ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい。ないようですので、これで本案についての一括質疑を終結いたします。

日程第 11 . 議案第 51 号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 11 に入ります。

議案第 51 号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

〔木村君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。6 番、木村慎吾君。

6 番（木村慎吾君） 6 番、木村です。あの、聞きたいことは 20 項目ほどあるんです。けどまあ、あの、まとめて少し軽くします。

あの、初めにね、これは前も佐用町で私たち受けたんですけどね、あの、だれのためにどこへ出すのかということ、まず一番初めにお聞きしたいんです。それによって後の質問も変わりますので、お願いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） はい。これは、町のために、またこの事業を、あの、こういう課題に取り組むために、財源的な過疎自立促進法に基づく財源措置を得るためにも、

県を通して、国へ提出をいたします。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） あ、ちょっとすみません。あの、後々のあのために、ちょっとお願いしておきますが、まあ既に私が言うまでもなく、皆さん十分御承知なんだと思いますが、あの、質疑は、1件に対して大体あの3回以上と、以下ということになっておりますので、ほいであの、特に必要があれば議長の許可を得ていうことになっておりますので、なるべくその同じ問題については3回以内で治めるようにひとつお願いをしときたいと思います。

はい、どうぞ。

6番（木村慎吾君） じゃあ、すみません。あの、じゃあ、どうもこう何か最近規制が激しくって、ものが言いにくいんですが、あのまとめてやるとちょっとこれ話が長くなるんですけどね。

まずあの、文章、ちょっとおかしい文章がありますね。2箇所ほど。1箇所は、まあこれ簡単なんですけど、これ意見みたいになるんですけどね、2ページの下から2行目のところだけに。

〔「何ページ」と呼ぶ者あり〕

6番（木村慎吾君） 2ページの下から2行目に、「バス網が形成されています」と書いてあるんですけど、ここだけ「います」になっとんですね。ほか全部、あの、状態文ですけど、ここだけ。それから、もうひとつ分かりにくいのはね、1ページの方の、1ページの位置と地勢というところで、上から5行目、「時間的距離は姫路市とJR姫新線により約1時間となっている」。これ、何のことがよく分からないんです。姫路までJRでは1時間で行ける、1時間。まあ、上月の方であれば1時間半ほどですよ。三日月支所で1時間ちょっとですけど。これ、この意味がね、「時間的距離は姫路市とJR姫新線により約1時間」と。これ、書き方おかしくないですか。これでいいですか。僕は分からん。

議長（梶原義正君） えっと、これはだれが答弁するの。答弁させます。今までの。

6番（木村慎吾君） 考えといてもらいましょう。時間がもう。

議長（梶原義正君） はい、はい、はい。どうぞ。

6番（木村慎吾君） じゃああの、これまた考えておいてください。で、あの、ひとつ、じゃあ、大きい問題出しますけれど、実はねえ、僕これずっと読まさせていただいて、これからじっくりこう考えていかないかん、大事な大事な計画だと思っただけなんです。で、今、こういう点がちょっとこう考えられていないんじゃないかと思うことが、何箇所かあるんです。例えば、例えばあの、観光にしてもね、オオイチョウのことは書いてありません。それから、櫛田の滝のこと書いてないですね。あれはすばらしい滝なんです。美嚢の大滝よりすばらしいです。だから、そういう佐用のね、ほんとにいいところがちょっと抜けてる。それから、例えば、乃井野、平福っていうのは嫌ほど

書いてあるけれど、例えば、杉坂峠がどうだっていうようなことはね、何も出てこないんです。ま、これまた考えておいてください。

で、ひとつ、これはあの、真剣な問題ですけど、今ね、学校教育の中で食育教育ということが非常に叫ばれています。そうですね、教育長。ね。で、これは、農業の地産地消にもつながります。それから、地産地消でやろうと思えば、その作る地性がどうか、土質がどうか、水質がどうか。こういう大きな問題が引っかかってくるんですね。例えば、あの、「大木谷の棚田米がうまい」とよく言われます。確かにおいしいです。ただし、それを大阪へ持って行って炊いたらね、おいしくないんですよ。大木谷の水で炊くとすごくおいしいんです。岡山県ではそういうことを利用してですね、おにぎりにして売ってるそうですね。自分とこの水で炊いて。いわゆる、1.5次産業をやってるわけです。で、そういうふうな面が抜けてるんじゃないかなあ。だから、教育で食育教育っていうのは、これ非常に大事で、僕もそんなこと知らない間に、知らない間に、ちょっと異常のある子を「朝ごはんは2杯、味噌汁2杯食べていらっしやい」と言うと、その子が半月ほどしたら性格が直ってきた経験があります。食べ物が大事なんだなと思ったんです。で、それを最近、文部科学省で非常に盛んに言い出したんで、そういうことを基にしてね、佐用の産業起こしが考えられないか。これ、非常に最近のことなので、当局の方ではまだまだ十分研究できてないと思いますけれど。取り入れる必要があるんでないかなと思うんですが。まあ、教育委員会の方の御意見もありましょうし。もし、何かそういうことがあったら、あの、ま、これ質問ですので、聞かしていただけたらと思います。

議長（梶原義正君） えっと、まちづくり課長。はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上透君） まああの、字句の統一した形がないのは、今回の中で協議が終わっておりますけども、字句の修正、簡単なつながりの修正等はできますので、それは印刷までに整理をさせていただきたいと思います。

それから、文言の中で御指摘いただいた、オオイチョウであるとかいろんなことにつきましては、あの、今回の分につきましては、まあ、県との協議もすんでおりますので、今後変更の中で検討させていただきまして、その中で、あの、変更はできるんですけど、今後の中で検討させていただきたいというように思います。

それから、資源の話、水の大切さとか地産地消の話が出たんですけども、地産地消の関係は、まあ、農業関係ではある程度入っていったんですけども、学校の中でちょっとそういうものが記述は欠落してますけども、これにつきましても今後の中で検討させていただきたいというように思います。

〔木村君「まだあるけども、後でまた。時間があったら」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） いや、あの、まだいいですよ。

〔大久保君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、大久保君。

51番（大久保宏務君） 51番、大久保。これ全般に見せていただいております、1つは、あの、総合計画との整合性、それから、合併特例債との整合性について、1つは

お聞きしたい。

それと、まあ今、地産地消の話、食育教育の話が出てましたが、読んでみますと、この中に現況、それから問題点、それから対策についての、学校給食の関係なんかについては文言が一切出てきません。これについては、今の、先ほどの御質疑と一緒に、まあ、ちょっとなるかもわかりませんが、その点についてお聞かせいただきたい。

議長（梶原義正君） これは、だれが。はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まあ、この過疎計画は、まあ早急にこう提出していかなければ、合併後ですね、いけないということで、旧 3 町の過疎計画を持ち寄りまして、また、あの、それにまあ旧南光町分を入れたものにしてあります。で、あの、当然まあ、あの、総合計画、また特例債、これからの事業等の計画についてもですね、関連はしてくるんですけども、あの、この一応過疎債の適用事業に入るかどうか、何に充てるかということ、これからまた選択をしていくという中でですね、まあ、それまで旧町が引き継いできた事業等、それぞれをすべてまあ網羅をしていくという形で、まあ今後の総合計画をこれから策定をしていくわけですけども、まあこの総合計画についてもこの計画書、また過疎計画も十分にまた参考にしてですね、あの、計画を整合性のあるものにしていくということになるかと思えます。またあの、合併特例債等についてもこれからですね、どういう方向で、どういう事業に充てていくかということについてもですね、そういう中からですね、新たなものも出てくるかもしれませんが、そこに挙がっているものもこれまで計画の中に掲載されているもの、上げているものをも含めて検討していくということになるかと思っております。

それから、まあ、学校給食とか、まあそういうことを今後考えていく中で、まああの、新しくまた学校給食関係の施設等を計画をしていくというようなことを事業化があればですね、まああの、この過疎計画につきましては新たな必要性が、事業の必要性が出てきたときには過疎計画の変更という形で、また議会の承認を得て、変更申請をさしていただくという取り扱いになりますので、その点についてはそういう取り扱いということで御理解いただきたいと思えます。

〔大久保君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、大久保君。

51 番（大久保宏務君） まああの、変更がきくということであれば、まああの、それはそれでまあいいと思うんですが、ですけども、特例債の事業の中にも出ておりました学校給食の問題も、当然これ本来から言えば、この過疎計画の中に記述としては当然入れておくべきだというふうに思うんですがね。ま、それが一切ないというのは、元々そのまあ漏れておったのか、特例債事業で対応するというだけの話だったのか、それをお聞きしたいと思えます。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まああの、まあこれひとつは、あの、言い訳というような形になるかもしれませんが、あの、この過疎計画は先ほど言いましたように、旧町がそれぞれ策定していったものの、まだ途中の段階です、過疎計画期間の中にあ

りますから。それを 1 つのものにするという形の中です。旧各町が学校給食等については事業として上げていなかったということだと思います。で、これを含めてですね、まああの、当然あの、総合計画、新町まちづくり計画の中においては、合併後にはどうしてもそういうその給食センター等についても見直しを図らなきゃいけないという中で、まああの、合併特例債事業の中には項目として事業計画の中に上げているわけですが、まあ過疎計画においては、それぞれまあ旧町のをそのまま、まだ現段階においては移行したということですので、まあそれが入ってなかったということで御理解いただきたいと思います。

大久保君「議長」と呼ぶ]

議長（梶原義正君） はい、大久保君。

51 番（大久保宏務君） まああの、過疎計画の中にやはりその部分についてはね、記述をまあしておくべきではないかというふうに思っております。で、先ほど町長が言われたように、様々なものを持ち寄ったと。各町 4 町のものを持ち寄って計画したと。で、そういう記述があるということですが、それでは過疎、墓地の項に行きまして、34 ページですけども、まあ、私は三日月です。旧三日月ですから、三日月の関係でいきますと、本来なれば火葬の施設については、「平成 7 年の 4 月」という記述が本来、持ち寄ったのであればあってしかるべきです。そして、平成 11 年の 4 月からと言いますのは、佐用・上月・南光、旧の 3 町が寄った記述しか書いてありません。ですから、持ち寄った記述があったとしても、これは先ほどの町長の答弁でいくと、そういうところはすべて避けてあって、持ち寄った文書になってる。ですから、学校給食、まあセンターの問題についてもやはりここできちっと記述を入れるべきであるというふうに私は思いますので、その点もう一度。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ちょっと待ってくださいね。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ十分ではないんですけども、またあの、火葬・墓地老朽化のため、平成 11 年 4 月からということで、まああの、三日月、旧三日月町の分について、もう既に構成町であったのが、そのまま 3 町のを主体にした記述になっているということです。この点、ちょっと、まああの、この記述についてはですね、不整合な面があるという点については御指摘のとおりだと思うんですけども、まあ、旧 3 町がですね、こういう形であったということで、御理解をいただきたいと思います。それから、その教育関連施設のですね・・・。

〔「どこの」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） 今言いよった過疎の。34 ページ。

議長（梶原義正君）　　ちょっと、ちょっとすみません。ちょっと待って。町長があの、大久保君の質問に教えてください。

町長（庵逄典章君）　　34 ページの大久保議員の質問ですから。はい。そういう中でですね、あの、まあ、あの記述について、まあ整合性がちょっととれてないんじゃないかということなんですけども、あの、自然、教育関連ということで、給食センターにつきましてもですね、54 ページの方に学校教育という中でですね、教育関連施設の整備・充実ということも、まあ記述を入れてるということで、ひとつ御理解いただきたいと思います。そして、事業計画につきましても、次の計画の段階で給食センターというような、あの、具体的な記述としてこれを取り上げていきたいというふうに思っております。

議長（梶原義正君）　　よろしいか。はい。あの、ちょっと待ってください。あの、木村議員、先ほど失礼しました。あの、まだちょっとあったんでしょ。

6 番（木村慎吾君）　　ありますけど、ほかの方どうぞ。

議長（梶原義正君）　　そうですか。はい。

〔森崎君 挙手〕

議長（梶原義正君）　　はい、それじゃあの、森崎君。

36 番（森崎龍二君）　　はい。えっと、木村議員さんも指摘されたんですけど、字句の訂正というのんは、まああの、見ていただいたらまた分かっていたかと思うんですけども、是非あの、訂正をしていた方が、あの、受け取った側としては、あのやはり印象としていんじゃないかというふうに思いますので、ほかにも例えば、ページ、9 ページのところでは、まあ簡単ですけども、その(3)の1行・・・、2行目のところで、「下の図」となっておりますけども、下には図はありませんから、例えばそういうこととか。それから、19 ページ、いや、18 ページのところにも、森林面積のところのずっと・・・、「欠くことのできないものであるほか」と書いて、ちょっと前から読んでもらったら分かるんですけど、ちょっとおかしいし、それから、流説なことも入れた方が、19 ページの上の、一番上の辺りのところ、何でそういうことが言えるんかというようなことも入れた方がいんかなとか思ったり、あるいは、あの、まだほかにもちょっとよう見てないところあるんですけども、もう1点は、このいろいろな事業計画の中に、町民要望として出されていたのかどうか、ここを直した方がいんかなという格好で当局として指摘して出されてるのんか、町民から上がっていたので出ているのか。その辺がちょっと理解に苦しむところがあるんですけど、その辺はどうでしょうか。その後の分について答えていただきたいと思います。

議長（梶原義正君）　　まちづくり課長。

まちづくり課長（南上透君）　　あの、この、まあ過疎計画の校正につきましては、全段の分につきましては新町まちづくり計画からひらった形で、あの載せております。それから、県、西播、西播磨等の動きにつきましては、まあ県の方と確認した中で記述表

現も調整終わっております。それから、あの、後の分につきましては、あの、今回、旧の佐用・上月・三日月は過疎計画に記述がありますので、その中のまあ旧佐用町の分を軸としまして、その中に他の分の記述を、あの、その分で全体を見ながら入れさしてもらったと。それから、まあ南光町については、あの過疎計画ありませんでしたので、その中で記述を加えたということです。それから事業計画につきましては、旧町の中で提出があったものを、まあ全体に載せさせていただいておるということでございます。

それで、これにつきましては、あのまあ、県等で文言の協議も一応終わっておりますので、まあ修正とか字句のつながり等は結構なんですけども、大きいことにつきましては、あの、今後どうでもいいことであれば検討なり変更という中で対応させていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。で、まあ、とりあえず考えとしては、事業費につきましても考えられるのは一応載して行って、まあこれがないとあかんということでございますので、過疎債の適用も受けられんいうことで、早、十何年から始まっておる状況もあります。それから、まあこれは、県の協議を得た後でないともあつて議会のかけられないということで、まああの、10日ほどの余りのとこで出せ言われたんで、ちょっとその各課にはちょっと見てもろた関係ですけども、まあ議会の方にも十分協議してもらわれないまま提出さしてもろたいということなつてんで、申し訳ないですけども、(聴取不能)なり県の関係であの出せということでございましたので、ちょっとそういう点はあのぬかしておるんですけども、何とかこれがないと17年の事業等もあのかかってくるので、そういう意味でまあよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔森崎君 挙手〕

議長(梶原義正君) はい、森崎君。

36番(森崎龍二君) そしたら、例えばですね、26ページの。

〔「もっと大きい声で。聞こえへん」と呼ぶ者あり〕

36番(森崎龍二君) 26ページのその基盤整備の関係で、南光町地区の、あの、ほ場整備のそういう計画として上がってますけど、地元からこんな要求があったのかどうかと、ちょっと私自身、南光町、旧南光町ですけども、聞いてないところがあるのでどんなかかなと思つたんです。まあ、県がこれをまあ出すことによって認可するということであれば、後でまあまた考え直したらいいとは思ひますけども、あの、その辺はそういうふうに理解しとっていいんでしょうか。

まちづくり課長(南上透君) いや、これにつきましては先ほどもうしあげましたように、旧町からの提出分をまとめさしてもらつてここへ入れとうということでございます。その中の内容、どつから上がつとういうところまではちょっとよう調査いたしてありませんけども。

議長(梶原義正君) はい、よろしいか。

36番(森崎龍二君) はい、いいです。

〔山田君 挙手〕

〔金谷君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、あの、ちょっと待って。山田君。

22 番（山田敏雄君） 22 番、山田です。あの、まあこの計画の中、あの、事業計画がまあ上がってんですけども、当然まあ、これは 17 年からまあ 21 年までの計画ということで、当然まあ 17 年度につきましてはもう既にまああの、事業は始まろうという部分もあるんですけども、これは担当課長に聞くんですが、これは年度別の事業計画は上げる必要はないんですか。

議長（梶原義正君） はい、課長。

まちづくり課長（南上透君） はい。あの、実施計画の策定の必要はあります。今回はあのように出しておりませんが、あの、参考資料として提出、計画は立てるようになります。年度別の。

〔山田君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、山田君。

22 番（山田敏雄君） あの、当然ね、それあの、やはりあの、年度別にどの事業がああ、具体化していくんかいうのも、われわれ議員も非常に興味がありますんでね、その段階になって当然まあ、われわれ議員の方に、議会の方に資料としてもらえるわけですか。

議長（梶原義正君） はい、課長。

まちづくり課長（南上透君） はい。そしたらあの、確認さしてもろたんですけども、まあああの段階としてすぐに、今回はでませんけども、当然また出さしてもらおうということをお願いしたいと思います。

〔山田君「はい、お願いします」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。次、金谷君。

46 番（金谷英志君） 各町持ち寄ったということなんですけども、私あの三日月、旧三日月町の過疎振興計画を見ますと、1 点だけ・・・、ようさんあるんですけど、1 点だけ。22 ページ、特産品の開発というところで、旧三日月町で農業をする対策として、「そば・味噌・ぶどうなどを地域ブランドとしてさらに振興定着化を図る。農業の 2 次、3 次産業化を進める」とあるんですけども、こん中でぶどうが抜けておるんですね。三日月としてはぶどうはその特産品として味わいの里で売って、ブランド化をちゃんともう確立したものを、さらにそれを進めるという旧三日月町ではあったんですけど、ぶどうが何で抜けてるんか。その 1 点だけ。

議長（梶原義正君） はい、課長。

まちづくり課長（南上透君） はい。あの、まあ特に抜けとうという理由はないんですけども、先ほど申し上げましたように、どっかのまあ計画書を記述をしまして、その中でまああの載せて、回りそれぞれに何があるかという載せ方しましたので、まあこの中に入っていないということで、まあ申し訳ないと思います。で、今後の中でその、実際そういうのが、まあ、ありますし、浮かされとうということあれば、まあ変更なりそういう検討の中で、また考えさせていただきたいというふうに思いますけど。

〔金谷君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 先ほどもその修正がきくということで、変更もあるということで、その県の方の期日としてはね、いつまでにその方向性、いつまでにその期限があるんで、修正がきく期間というのはいつまでなんでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

まちづくり課長（南上透君） あの、説明が悪かったと思うんですけども、この分につきましては、あの 10 月に合併しまして、12 日にその事前協議として作成して出せということでありますので、あの大きく調査する間がない状態でしたので、その新町のこのまちづくり計画というのがありますけども、この全段についてはこれ表やとかいろんな使わしてもらって、あとはまあ佐用町が今年の 3 月に過疎計画を樹立されてますんで、で、その中にそれを基本にしながら、まああの、三日月であるとか上月であるとか、その記述をあの見ながらまあ、1 週間か 10 日ほどだったんですけども、それでまあ作成させてもらって、提出をして、ほいで事前協議で返ってきて、本協議でオッケーになってからまあ議会へかけるようになるんです。ほいで、今回につきましては、まあ、県との文言調整とか一応終わっておりますので、この分についての、まあ申し訳ないんですけども修正はききにくいということになりますので、その後にまあ変更なりで整備をさせていただきということになると思うんです。申し訳ないんですけど。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） あの、そういう中でですね、例えば、ぶどうに施設に関連するようなこの過疎債を充てたような事業を行うということが出てくれば、それは、その前の、事業の前にですね、この過疎計画の実際の事業計画として新たに議会の承認を得て、議会・・・、追加、そこであの、事業を加えると、追加すると。そのことによって、まあ過疎債の充当が受けれると、そういうことの変更ができるということなんです。これからの。事業の展開の中ではね。はい。

〔山本君「よろしいでしょうか。終わったん。えん」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21 番（山本幹雄君） これあの、ちょっと伺いますけど、佐用町のを基本に作った
ということなんですね。

まちづくり課長（南上透君） あの、どこのんいうことじゃなくて、たまたま佐用町のを。
佐用町の過疎計画がまあ同じ時期にどこともありましたんで、その分を一応基本みた
いなのは見て、まああの、計画をさしていただきました。

〔山本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21 番（山本幹雄君） で、私これね、ずっと読まさせてもらたときに思たんが、何か
上月少ないなあ。これ、ひがみ根性かと思ったんですよ。何でかなあって、よう例
えば特産品のところで見ると、やっぱりさっき佐用のんが、まあ例えば、まあその観
光だったら、あの平福がとかこう出てくるわけですね。で、ひがみかも分からんけど、
何かそうやなあ、佐用の方が中心やなあ。例えば、特産品のところ見れば、もち大豆
はあっても、うちのもち大豆味噌をちょっと、もうちょっともしかしたらチンゲン菜
より有名ちゃあうかなと思たりするんやけど、そういうのもないなあとか。例えば、
まあ観光行けば、上月町いうのは僕らあ結構全国的に、例えば、山中鹿之介
があって名前が立とうけど、利神城が佐用では有名かも分からん。そやけど、利神
城言わしてもらたら悪いけど、歴史の表舞台に 1 回も出てきたことないですよ。例
えば、テレビでほんの瞬間でも、ねえ、あの信長の時代やら上月町は出てくるわけ
ですよ。で、観光といや、やっぱりテレビに出てくるような場所の方が有名なわけ
ですよ、はっきり言うて。例えば、あの大原のあんなになつたいうのは、まあ瞬間かも分
からんけども、それはテレビにあの人が有名に（聴取不能）。ねえ。だから、歴史にあ
の人が何をしたかいうたらそうでもない。ところが、そういう部分がすっかり何か上
月町のんから言やあ、いや、佐用の人に言うたら「利神城の方が有名や」言うかも分
からん。それはそれでえんですよ。けど、やっぱり僕はこういう上月なら思た人間が
ねえ、すっぱり何か抜けてるような気がするんですよ。だから、これが、僕はまあ
これが飯のもんだろなあと思て見とったんですよ。だから、あの、最後の方で「まあ
飯なんできちっとしたもん作らしてくださいよ」いうて言おかな思たら、文言の訂正
があんまりなんかもう提出しとうできかんというような話だったら、ちょっと何か違
うなあ。

〔「違う、違う、違う」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ちょっと、やめて。

21 番（山本幹雄君） そがいなしょうもないことは別にしましてね、だけど、やっぱ
り 4 町均衡あるまちづくりをお願いしたいと思うんですね。そしたら、ほんまに 4 町、
どこに観光があるんやと。町長が違う、確かに違うから、佐用のことはよう知っとな
かも分からん。そやけど、じゃあほんまにね、さっき言うた観光施設見た場合、利神
城と上月城だったら、たぶん、知名度は上月町の方が上やと思う。ね。だけど、そこ

が抜けとうと。で、こんなもんで僕ら了解せえ言うたら、そらはっきり言うて了解できませんわな。もっと上月しっかり入れてくれえと。いや、たぶんそれは上月だけじゃない思いませ。南光なら南光で言うだろうし、三日月は三日月で言うだろうし、もうこんな簡単にできまへん言われたら、ちょっとそれはどうなのかなという気がします。ちょっと言わしてもらいます。町長、もうちょっと考えられないんか、検討してみて。

議長（梶原義正君） はい、課長。

まちづくり課長（南上透君） あのまあ、計画につきましては、あのまあ、企画の方で原案をまとめたわけなんですけども、その中で、まああの、佐用のもんもありますし、まあ上月も南光もありますけど、まあいろんな目でまあ見さしてもろたとは思ってますけども、まあ土台はそういうことでまあ整理さしてもろたんで、まあ記述的に不十分なところも確かにあると思うんですけども、まあ一生懸命その中では見さしてもろたと。それからまあ、各課にもとりあえずは一応目を通してもろたという経緯はあります。まあ、そういうことでできたら御了解をお願いしたいと思うんです。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、合併時点でいろいろな思いはあると思うんですけどもねえ、あの、決してこれ今、課長が言いましたように、まああの、作ったのが例えば私の指示で、そのまま意向で作ったというね、経過を見ていただいても、10月に入って、合併後すぐにね、今年のもう事業の過疎債あと充当をしていかなきゃいけないと、事業の中でですね。県の方においても、もうこれは時間的にすぐ提出をなさないとということの中でね、10月の12日にまあ、一応県の方に第1案として提案して、まあそれで協議を、県の協議を得てですね、一応作ってるということです。まあそういう中で今後ね、当然まあその私も新町の町長としての責任、これは、これからそういうものを含めて十分、不十分なところは訂正しながらですね、やっていくということで考えていただかないと、あの、ここにまあ記述されていることだけを捉えて、すべてではありませんので、まあその点、記述されていない点においてもね、当然見るべきところは見ながら、あの、訂正すべきところは訂正しながら今後執行していくという立場でありますのでね、考え方でありますので、その点は御理解いただきたいと思えます。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21番（山本幹雄君） あのまあ、上月町の話に固執するかも分からんけど、まあ、上月町はね、あの高見さんが言ってくれたように、検討委員会も立派にできて成功例やいうてくれてましたね、高見さんね。そうなんですよ。成功例なんか分からん。だけど、あれで完璧にできたとは僕らも思ってない。いいもんができたと思ってます。だから進めてほしいなと、もっと進めてほしいなと思えます。ただ、ここでね、改め

ることはできるんでしょうね。ところが、過疎計画にも上がってないやつを、例えば、何かあった中で県の方に要望した中でね、こういうのやりたいんや。「過疎計画にも上がってないやないか」言われたときに、通るんですか。そこら辺、ちょっとお願いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、当然ね、あの過疎計画だけではなくて、これから総合、一番上はまあ、総合、町の総合計画を作っていくわけです。これからね。新町として。それが、その中にまた事業として過疎計画というものがまた別にも一種整合性を持たして作っていくわけですけどもね。ですから、あの、そういうその、例えば上月町の整備が過疎計画、過疎債の適用になるような事業として取り組むということがあればね、その緊急にあるとなればまた、それは議会の議決を経て申請をすれば、それは変更はきくということを、今、私も話させていただきましたような、それやったらできますのでね。ですから、まあ、今後、新しいこの計画を逐次、まともな、それを作って、十分にね、検討して、作っていく段階におきましては、今、皆さんのいろんな御意見もいただきながら、今後できるだけそういうこと、全体をやはり網羅したものに当然していく努力を今後お互いにしていかなきゃいけないと思っておりますので、この点については過疎債、今回のね、過疎計画の提出につきましては、先ほど申しましたような状況でありますのでね、とりあえずこの点はこれで御了解いただきたいなと思います。

〔山本君「最後にもう一回だけ」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21 番（山本幹雄君） あのまあ、全般通してね、僕が一番言いたいのは、佐用が中心で動いておるといふうに、私はこの文書見たとき、こう感じたから、そうじゃなくして、上月・南光・三日月ね。当然一番中心になる佐用は、はっきり言って、放つといても（聴取不能）良くなると。そうじゃない、周りに町長は配慮してほしいよと。そういう文書を今後考えてお願いしたい、そういう思いの中でね、ただ上月町はあくまでも 1 つの例です。あの、上月城はね。上月城だけじゃないんです。先ほどだれか言われましたように、あ、木村さんが言われましたようにね、お滝さんにしてもそうなんです。上月ではね。だから、そういう思いでね、文書を今後お願いしたいなと思います。はい。すいません、以上です。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、当然このことはね、職員もこうして 4 町から全部集まって、こうして実際の業務、職務にあたっているわけです。だから、そういう中でね、みんな全体を見て、これから、まああの、新町が 1 つになるように一体性をね、以後するよという形で取り組んでまいりますので、その中で私もそういう中心になってやっていきます。

〔西本君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西本君。

48 番（西本俊秀君） 48 番、西本。学校教育の方にちょっと聞きたいんやけど。三日月の小学校は通学、東三日月はね、あの、集団登校しよんですけどね、帰りがね、各学年によってバラバラになるんですよ。ほいで、三日月の通学路をもっと検討してみてはどうかと思うんですけどね。今、人通りの少ないところを歩いて帰るということは、もう大体もう何かあるかも分からんと。あつてからでは遅いんやさかい、やっぱり、もっと広い道を通って帰れるように、皆の、車が通つとうところでもええさかきに、帰れるような方法を考えんとあかんのやないかと思ひます。

それと、大畑、町長も大畑の前、選挙のあれで上がったったこともあるやろうけど、そこから自転車で下りて来い、上がって来い、あの、学校へ来い。女の子の場合はなあ、あそこで男の子でも「自転車で乗ってくるんは怖い」というて言うわ。それにまして今度女の子があそこから通学するようになったら、中学校の子なんかは特に各その放課後に、各部活をせなあかんというような話があると、ものすごく帰りが遅くなる、そんな時点であそこを自転車で上がれいうて、それで親に迎えに来い言うならまだともかく、「自転車で通学せえ。自転車は補助金出しちゃろ」、それだけじゃああかんと思うんで、もっと三日月のその大畑とか三日月、東三日月の通学路を変更とかそういうのを考えてみてはどうかと思うんやけどなあ。教育長、どない思とう、それ。

町長（庵谷典章君） いや、教育長でえんやけど、この今の過疎計画の中にあるんじゃないん。過疎計画のどこにあるんか。

議長（梶原義正君） いや、そやそや。いや、それを今、これ見よんや。あがってない。ちょっとあの、今の過疎計画の中には上がってないから。

〔西本君「上がってないけど」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。それやったらまた後にしてください。

〔西本君「いや、上げてくれえや。ほいでな」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、はい。

48 番（西本俊秀君） 安心・安全な学校施設の整備を目指すのはええわいな、そら。そやけど、安全、安心・安全な通学路もここへ入れたら、入れなあかんと思うわ。今、あの、通学路でごつつう問題になつとう。ほんで、何かがあるんは1・2年生の女子ばかりなんや。こないだ男の子がおらんようになったけどな。そやけど、やっぱり1・2年の女の子に通学路、やっぱりもっと考えてやらなあかんさかい、ここにも載してもらたらええと思う。

議長（梶原義正君） 安心・安全のあれで入れる。教育長。はい、教育長。

教育長（衣笠孝君） それでは、あの、先ほど出ております通学路の事柄につきまして、ちょっとあの、お話をしたいと思ひます。まあ、三日月の小学校のことですけども、最近、あの広島の問題から栃木、それから新聞にはちょっとまだ出ておりませ

んけども、長野の問題もあったようでございますが、まあ、そういうことで特にあの下校、低学年の下校につきまして、登校はえんですけども、下校につきまして、まあいろんなことがありますので、あの、無線放送の方にもお願いしましたし、学校の方へも通知も出しましたし、広島のとくにもすぐにまあ学校の方に通知しました。通知するだけではあかんとおっしゃるんですけども、まあ、とにかくまあ、注意喚起ということで連絡しております。今回は放送を通じまして、地域の方々にもひとつよろしくお願ひしますと。で、まあ、子どもの帰りについては、学校で責任を持って皆送ったらええがいと言われたら、72人おったら72人の先生がおらないかんようになったりしますんで、あの、なるべく低学年は固まって帰るように。今までは低学年は少し時間早く帰りますので、そういうことをしておりましたけども、これについてもちょっと考えないかん時期が来とんじやないかなあと思ひります。まあ、全国的に低学年は時間数もちょっと少のうございますので、早く帰っておりますけども、これはちょっと考えないかん。それから、まあ、スクールバス等あるところにつきましても、早く出したり、遅く出したりしておりますので、これについてまたいろんなこと考えないかんところあります。

まず、三日月の問題につきまして、まあ西本議員の方からおっしゃってますように、ちょっと寂しいいうんですかね、それは、前にはこう179号線のところを通るような検討もしておったんですが、あそこは危ないなあというようなことで、桜橋から裏側の住宅の中をこう通るようになっておると思ひますが、今そこは非常にまあ、人もあんまり出られないし、若い人は勤めしとうしということで、寂しいとまあいうことで、こないだうちも職員もだいが近くまでもこう送って行ったんですけども、最終的にはこう家帰るときに、何十メートルかは1人になると、こういうことがあるんで、家帰ったんを見届けたりもこう後から調べたらしとんですけども。まあ、とにかく下校につきまして検討していきたいと。

で、ちょっとこの過疎計画とこの関係についてちょっと私も十分、もう少し分かりませんので、まああの多分自動車の扱いとか、いろんなことが出てくるとなると、今、大畑のことも出ておりますので、まあ、今までは三日月町としてあの対応されとったと思ひますので、まあ、今までされとった事柄も勘案しながら、まあ今度は佐用、新佐用町として対応を考えていく。これにつきましては、いろんな事柄も関連してきますので、まあ町長とも十分あの話をして検討していきたいなと、そういうことを思ひります。で、まあとにかく、とりあえずは今のところ御心配はたくさんあると思ひますけども、低学年の下校について学校では十分注意して、それから、駐在所の方とも連絡したり、警察とも連絡したり、いろんなことせえと。それから、子どもを守る家というのがありますので、そこのお方ともまあよう連絡してもらったり。今まで郵便局の方とも教育委員会も気がついたらいろんなこと連絡してもらおうということで、あの、しておりますので、そういう点を注意を喚起したり。それから、タクシー業界の方も何ぞがあったら声かけたるいうて非常に気持ちよくおっしゃってくださってますので、そういう点もまあお願ひしたいということで、いろんなとこでまあお願ひしながら、今のところは下校につきまして対策を練っておるところでございます。

で、とにかく、遠い子どもにつきまして、まあ、どういう具合にするかというのはちょっとこれも課題がありますので、まあ、今後の検討課題にさしてもらいたいと、そういうことを思ひっております。

議長（梶原義正君）

えっと、西本議員、今さっきの質問は、あの、いわゆる通学路の整備という質問だったように思うんやけど、今のんで、今の答弁でいいですか。

〔西本君「はい。それともうひとつ」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

48 番（西本俊秀君） あの、女の子をその大畑まで自転車で通学さすようなあれは、絶対こらえてもらいたい。それ、やめてほしい。あそこまで自転車で上がり下り、まあ男の子ならともかく、女の子はあっこは上がり下りさすっちゃうようなことは、もってのほかやと思うや。やっぱりそれは、教育長、もっと考えてもろてやな、やっぱり三日月の中学校なり話をしてやな、対処してもらいたいと思います。それだけ。

議長（梶原義正君） よろしいか。

〔松尾君 挙手〕

議長（梶原義正君） ちょっと待って。はい、松尾君。

47 番（松尾文雄君） はい。まず、変更ができないと言われてるんで、ここで言うても無駄かなあ思うんですけども。まずあの、今後作られる総合計画との関連も十分あるかと思しますので、若干ここで言うときたいなと思います。

まず、あの、29 ページのところで、交通体系の整備という部分で、その後の対策の中であるんですが、やはりあの、新都市との、新都市と新佐用町とのつながりというのはやはりここで合併した以上、やはり作っとく必要があるのかなど。バス路線の新設をぜひともやっていただきたい。中高一貫教育ということで 2009 年からされるという部分もありますし、そういったところから考えると、佐用郡の、佐用町の住民、子どもたちがいつテクノの方に進むか分からないというふうな状況の中で、父兄が毎日送るというふうな状況は無理かと思しますので、公共機関を上げていただきたいなと思っております。

で、それとあと 1 点。まず、この佐用町においては交通の整備が中国道、今できてます姫鳥線、また、179 号線、373 号線といろんな道がありますけども、そういった中でやはりこの過疎計画の中で載ってないのが、交通事故に対する業務いうものは記載されてないんじゃないかなというふうに思っております。確かに、災害防火という部分では載っているんですけども、こういう車社会にとっては交通事故、いざいったときに十分に機動する消防の業務の部分をこの過疎計画、並びに総合計画の中で載していかないと、いざいったときに非常に難しいかなど。まああの、御存じのとおり、先般うちの子どもも事故に遭いましたけども、やはり大きな災害のときには確かに訓練されてありますけども、いざ事故となりますと、なかなかそういった部分が十分に稼働してしてないように思いますので、ぜひとも過疎計画並びに総合計画の中で取り入れていただければと思いますので。これは変更できないということなんで、あえて聞きませんが、意見を述べときます。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

〔「ちょっと待って」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 返事するん。回答するんやな。

〔まちづくり課長「（聴取不能）がちょっとあるところがあるんです」と呼ぶ〕

〔町長「ほんならちょっとすいません。先。」と呼ぶ〕

まちづくり課長（南上透君） すいません。あの、1点だけなんですけど、テクノとの関係の交通網なんですけども、31ページのところで、あの、表の上のところであ、十分ではないんですけども、「播磨科学公園都市との結びつきを強化するため、連絡バス路線網の構築などを検討する」という文言は一応とりあえず入っておるとのことだけお願いしたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19番（岡本義次君） 8ページにあります観光のことなんですけれど、まあこの中でですね、平福とかそれから西はりまの天文台、花しょうぶ、ひまわりとかしゃくなげと載ってます。しかしですね、今言われたように、飛竜の滝とかり寺とか長林のキャンプ場ですね、それら、それから、9ページにですね、まあ6月から8月にかけて観光客が多く入り込んでいるということは、多分あのひまわりのそういう時期も重なったり、夏休みがあってですね、まあたくさんみえるということでございましょうけれど、私、山田町長に一度申し上げたことはね、あの、町長会、毎月開催されとったらね、そういう観光客が15万も年間お見えになっとんのであれば、あの、どういうんですかね、あの、いわゆる湯郷とかそれから粟倉の方へ逃げ込んでしまって、食事するところもないということで、あのまあ、ひまわりだけ見てですね、まあ帰ってしまうというようなことがありますんで、まあそこら辺もってですね、三日月の味わいの里なり笹ヶ丘とか平福の道の駅にでもね、バス1日に5台ずつでも入ってもらいようなことでね、していただくということが大事やないかと思ひますし、それから、22ページにあります入込数のですね、95万5,000とありますけれど、もっとですね、あの、スプリング8とか、世界一のなゆたをうまく使えばね、もっと多くの人に来ていただけるようになると思ひますんで、まあ、スプリング8の研究期間のないときにですね、そういうことを、いわゆる研究のない日にですね、観光客の説明で入れるような格好をね、また地元、その交渉したり、そういうことを考えていってですね、入込客を増やしていくようにされたいんじゃないかと。いわゆる、総合計画とかまちづくり計画の中でですねリンクするんかも分かりませんが、そういうことを念頭に置いていただきたいと思います。

それから、今、松尾さんおっしゃった道路計画のこともですね、一般質問の中で南光町のそのバイパスのことがたくさん出てきましたけれど、私はですね、銀ビルのところに横山重機のところに新しく橋が架かりました。この橋を越えてね、山越えて南光町の中島へ行くやつはね、山ずっと昔からの道があると聞いております。ですから、そういうやつの方がですね、経費的にも安くですね、あのあこの徳久小学校ですかね、横を三日月に抜けるんを造ればね、今の現況のこのバイパスより早くですね、安くできるんじゃないかと思ひますんで、まあ、今後ですね、まちづくりとか総合計画の中でリンクしてね、そういうことも頭に置いてですね、合併したからにはいうことでちょっとまた考えていただきたい。このように思ひます。

議長（梶原義正君） はい、えっと。町長答えるん。はい、町長。

町長（庵途典章君） はい。まああの、現在でもですね、やっぱり近隣のそれぞれのイベント等については、あの、その周辺、施設そのものですね、十分に事前に連携をして、あの事業を展開してるわけじゃないんですけども、あの、それだけの効果ですね、は、出ているわけです。あの、当然、あのひまわりの、まあいわゆるひまわり祭りされたときにはですね、味わいの里においても、また平福の道の駅等においてもですね、観光客等の受入れ、非常にまあ増えておりますしね、そういうものを今後、まあ時期も一体にして、またその同じように受入体制としてね、よりまあ十分に受入れしていくような、まあ連携をしたですね、これから展開をしていって、観光客にも満足していただき、また地元にも地域、町にもですね、またお金も落ちるようにしていく。まあ、そういうことを考えていかなければならないと思っております。

それから、あの、スプリング 8 等ですね、公開、これは県の方で年に 1 回か 2 回、あの、まあ、あの科学公園都市のですね P R も兼ねてですね、現在行っております。はい。まあ、そういうことは今後も継続していただきたいということで、県にもお願いをしてまいります。

まあ、また新しいね、この新町にとって、まあそういう道路問題とか、その一体性を形成するための、まあ整備については、まあいろいろと課題はあろうと思っておりますけどもね、まあ、当面まあ、すべてが一遍にできませんから、まあ一番今課題になっている懸案事項をですね、まず早く着手して、次の段階に入っていくということになるかと思っております。

議長（梶原義正君） はい。さっき、すいません。どうぞ。

6 番（木村慎吾君） あの、いろんなまあ歴史的経過があるんですけどね、佐用、いわゆる郡ですね、の、農業に関する歴史というもの、ここに何も書いてないんですね。これはあの、東京農学部のシンリ学長が、これからはスローアグリーが大事ですということを、2 年か 3 年ほど前の講習でお話されました。で、やっぱりあの、昔何があったか、例えば、あの佐用では桑畑が多くって、この向こうに大きなあのあれがありましたね、生糸を作る工場が。ところが今、長野県ではこんな繭を作るそうですね。大きな繭を。枕にしてもええような繭を作る。それが結構売れるんだそうです。で、山古志村がまた水を使って農業興しをしております。そういうふうな昔からの形がここの中へ入れれんもんかなあいうような感じがするんですけどね。佐用でも結構いるんなことがあります。調べてみたら。そういう点を一度探ってみたらということと、もう 1 つは、僕がよく言うんですが、山崎断層についてね、実に簡単な記録なんです。これ、あの皆さん一遍、海内へ行ってここへ断層が通ってるっていうところ見てもらいたいと思うんです。それから、あの、上石井の奥へ上がったら、ストーンと向こうまで断層がこう山へ切れてるんが分かるんですよ。で、今、東の方でたくさん地震があるけど、今度、西だって言われます。で、これは産業にも非常にこたえます。で、それを海内なんかで言うたら、「あ、ここに断層があるんですか。じゃあ、気をつけましょう」と言われます。奥海でも断層がこの近所ものすごう石が崩れます。こないだ、あの、水根で山崎断層とそれからそこから出とう支線のこの三叉路のところがものすごく山崩れたんですね。で、この中にも断層地図が出てないんですが、もし、課長さん、良ければね、ここに僕断層地図、ちょっとある人に頼まれて書いてきてますから差し上げます。で、こんなとこに断層があったんかいないうような、防災の方はある

んでしょ、これ。ないですか。持っとかれた方がいいでしょ。あの、作って差し上げます。あの、こういうなんもありますので、できたらちょっとこう、これに付け加えたらどうかなと思うんですけど、不必要でしょうか。以上です。

議長（梶原義正君） だれ。はい、課長。

まちづくり課長（南上透君） あの、まあ断層の関係の地図ですけども、今回の中には加えることは、あのちょっと難しいとは思うんですけども、まあ、今後の中でまあ、使わせてもらうところがあったらまた考えさせていただきたいと思います。

それから、まああの、農業のいろいろの歴史的なことの指摘を受けたんですけども、まああの、今後のこの中ではあんまり反映してないですけども、まあ新町、今度、総合計画等がありますので、まあじっくりかけていく中で、まあ新町の中のええ部分というのをいろいろと探していかなあかんということもあるんで、まあその中で検討も、考えさせていただきたいと思います。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） えっと、鍋島君。向こうが先。

28番（鍋島裕文君） じゃあ、ちょっと2点ほど。えっと、まず1点目は、28ページ、29ページ。まああの、県の許可もらっとるからどうしようもないんだということだけじゃなくてね、県の許可と議会の承認が要りますので、議会も忘れないでいただきたいと思いますが。あの、町道の関係でね、旧上月町との計画との大きな違いは、まず、28ページの町道の現況では、舗装の現況だけじゃなくて、町道改良の現況も明らかにしております。それから、29ページの具体的な対策の点ではね、5年後の舗装改良それぞれの到達目標、その目標の中でこの町道工事の計画が出されてることからしてね、改良、舗装の達成計画目標、そういうのを明らかにしておるんですけども、今回されなかった理由、それと、やっぱりそういう内容は入れていくべきじゃないかという点について、まずお伺いします。

議長（梶原義正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上透君） 特にあの、改良の分が抜けておるということでございますので、まあ記述はあっても当然良かったのかと思っております。まあ、それがちょっと抜けておるということであろうと思います。まあ、今後の中でそういう……。まあ、その分について、あの、今後の中でまあ検討させていただきたいというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28番（鍋島裕文君） いや、あの、指摘だけさしてもらいます。続いて、あの、19

ページの農業の関係です。19 ページの関係では上から、2、4、6、8、9 行目ですね。生産基盤の現況ということで、「1,313.5 ヘクタールの可能面積のうち、80.4 パーセントの云々」というあの表記になってます。で、現在ね、これ土地改良事務所で確認したんですけども、この可能面積というような扱いはしないんですね。これは恣意的になるということで、客観性が失うということで、全水田面積に対する整備率というような形に統一してるというようなことに改良事務所が言うてるんですけども、まあこれ許可もろたからえんちゃうということかも分らんけども、そういった改良事務所との関係から見て、留意すべき必要があるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、課長。

まちづくり課長（南上透君） そこまでもようちょっと調査はさしてもらってなかったんですけども、3月の時点で書いてある記述見ますと、まああの可能面積に対してという書き方になっておりますので、そこまでのちょっと調査は不足しております。そういう点につきましても、今後確認等さしていただきたいと思います。

〔鍋島君「はい。はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） はい。それとあの、山田議員が年度ごとに実施計画ね、意見出してましたけども、当然あの、議会としてはね、実施計画の中に概算事業費、これは重要なあの、判断する（聴取不能）になるんでね、なりますので、概算事業費等も入れていく必要があるんじゃないかというふうに思います。ちなみに、これ出てませんけども、この5箇年計画の概算の総事業費はいくらになってますか。この2点。

議長（梶原義正君） はい、課長。

まちづくり課長（南上透君） まああの、提出時期につきましては、まあ先ほどまあ申し上げました内容で、あと今回はあの、あれですけど、またあの、時期がすれてになりますけど提出させていただきたいと思います。総合的には言うてえんですか。

〔鍋島君「言うてないわな」と呼ぶ〕

〔町長「(聴取不能)」と呼ぶ〕

まちづくり課長（南上透君） はい、まだちょっと今その分については、あの。

〔町長「あの」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この計画の中でですね、まああの、事業に上げていますのは取り上げてますように、まあ、ある程度もう事業化を計画してるものも当然あります

けども、まああの、各それぞれのこれまでの計画でも皆さん御存じと思いますけども、まああの、町が課題として掲げてる事業を、まあすべてやろうと、網羅していくという形で入れて、まあその中で何にその過疎債等を充当していくかというのを年度計画の中で開けていくという形をとっておりますのでね。だから、この事業、その全体の概算事業というようなもの、すべて計算してあげてはいないというふうに私は思っております。

〔鍋島君「ほんなら、しゃあないな」と呼ぶ〕

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2 番（笹田鈴香君） はい。笹田です。えっと、ちょっと簡単にお尋ね、確認をさせていただきたいんですが、27 ページの農業のところ、江川団地造成とありますが、これは江川団地は仁方のことでしょうか。どこでしょうか。

議長（梶原義正君） はい。だれ。はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まあ、当時こういう記述で江川団地ということで、あの、ほ場整備にかかる用地の取得をしております。そういうものを当然事業として、一応メニューとしてですね、上げておりますから、そのことであります。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2 番（笹田鈴香君） あのこれがあかんというわけでは言ってるわけじゃないんですが、9 月議会でたまたまこの質問をしたときに、今、計画、この用地のところ、質問をしたところ、「予定はない」と言われたので聞いただけです。

議長（梶原義正君） ちょっと、お諮りやらお願いをしたいんですが、まあ先ほど、今日最初に町長言われておりましたように、あの、自治振興会いうのを、役員会が 4 時からということになっておりますので、これで質問がまだあの残っておりますら、最終日に採決の前にひとつ質問ができますから、ですから、今日のところはこれで打ち切りをさせていただきたいと思うんですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） それでは、そういうことでひとつお願いします。はい、町長、ほいじゃあ、どうぞ。

町長（庵逄典章君） はい、ありがとうございます。

日程第 12 . 委員会付託について

議長（梶原義正君） それで、続いて日程第 12、委員会付託についてであります。ちょっとあの、ここであの付託表を配りますので、その間ちょっと 2、3 分休憩いたします。

午後 3 時 5 6 分 休憩

午後 4 時 2 5 分 再開

議長（梶原義正君） すいません、休憩中だったようなので、あの、休憩を解きまして、直ちに会議に入りたいと思います。

今、あの、休憩中にお手元にお配りいたしました、あの、議案付託表のとおり、それぞれの所管常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

以上で本日の日程は終了いたしました。お諮りいたします。委員会等開催のため、明 12 月 7 日から 12 月 25 日まで本会議を休会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、来る 12 月 26 日、午前 10 時より再開いたします。

本日はこれにて散開いたします。どうも御苦勞様でした。

午後 4 時 2 7 分 閉会